

平成18年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成18年3月3日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長一般報告
- 第 5 町長一般行政報告
- 第 6 南宗谷衛生施設組合議会報告
- 第 7 総務文教常任委員会報告
- 第 8 産業建設常任委員会報告
- 第 9 報告第 1号 例月出納検査報告
- 第10 議案第 1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第11 議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第12 議案第 2号 中頓別町豊かな環境づくり寄附条例の制定について
- 第13 議案第 3号 中頓別町生活安全条例の制定について
- 第14 議案第 4号 中頓別町国民保護協議会条例の制定について
- 第15 議案第 5号 中頓別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定
について
- 第16 議案第 6号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 第17 議案第 7号 中頓別町多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 第18 議案第 8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第 9号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第10号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第21 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第22 議案第12号 中頓別町道路線の変更について
- 第23 議案第13号 指定管理者の指定について
- 第24 議案第14号 指定管理者の指定について
- 第25 議案第15号 指定管理者の指定について

- 第26 議案第16号 指定管理者の指定について
 第27 議案第17号 指定管理者の指定について
 第28 議案第18号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算
 第29 議案第19号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算
 第30 議案第20号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
 第31 議案第21号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
 第32 議案第22号 平成17年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算
 第33 議案第23号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
 第34 議案第24号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
 第35 議案第25号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
 第36 議案第26号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
 第37 請願第1号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願

○出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 星川三喜男君 | 2番 岩田利雄君 |
| 3番 山本得恵君 | 4番 柳澤雅宏君 |
| 5番 本多夕紀江君 | 6番 藤田首健君 |
| 7番 石井雄一君 | 8番 村山義明君 |
| 9番 宮崎安史君 | 10番 石神忠信君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|--------|
| 町長 | 野邑智雄君 |
| 助役 | 矢部守世君 |
| 教育長 | 福家義憲君 |
| 総務課長 | 安積明君 |
| 総務課参事 | 小林生吉君 |
| 総務課参事 | 遠藤義一君 |
| 総務課主査 | 亀岡一人至君 |
| 産業建設課長 | 尾本導弘君 |
| 産業建設課参事 | 柴田弘君 |
| 産業建設課主幹 | 吉田行博君 |
| 産業建設課主幹 | 中原直樹君 |
| 保健福祉課長 | 石川篤君 |
| 保健福祉課参事 | 竹内義博君 |

教 育 次 長	米 屋 彰 一 君
教育委員会主幹	藤 井 富 子 君
出 納 室 長	奥 村 文 男 君
天北厚生園長	千 葉 辰 雄 君
国保病院事務長	高 井 秀 一 君
国保病院事務次長	村 越 重 忠 君
南宗谷消防組合	
中頓別支署長	鳥 田 博 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	竹 内 輝 幸 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君
保 育 所 長	遠 藤 美代子 君
こどもセンター長	平 中 静 江 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	高 井 水 脈 子 君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成18年第1回中頓別町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した記事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において2番、岩田さん、3番、山本さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成18年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、1月23日及び2月27日に議会運営委員会を開催したので、審査の内容を報告します。

1、会期について、本定例会の会期は平成18年3月3日から15日までの13日間とする。3月4日から10日までは休会とし、11日土曜日午前10時からサタデー議会として再開する。3月12日から14日までは予算審査特別委員会などのため休会とし、15日午前10時から再開する。

2、議事日程について、本日3月3日は、諸報告の後、条例、指定管理者の指定、平成17年度各会計補正予算、請願などを審議する。3月11日は、町政執行方針、教育行政執行方針、一般質問の後、予算審査特別委員会を議長発議で設置し、平成18年度各会計予算案を付託する。3月13日午後1時から14日の両日は、予算審査特別委員会を開き、平成18年度各会計予算案を審査する。なお、予算審査に当たり、委員各位はできるだけ事前の下調べを行い、質疑を要約し、他の委員や傍聴者にわかりやすい審査となるよう心がけてもらいたい。また、単に事業内容を尋ねるような初歩的、稚拙な質疑をしないよう留意されたい。3月15日は、本会議を開催し、平成18年度各会計予算の採決などを行う。

3、陳情、請願の取り扱いについて、公共サービスの安易な民間開放は行わず充実を求

める意見書提出に関する陳情は、意見書発議者がいないため、議長預かりとした。中頓別町農業協同組合代表理事組合長、杉木誠吉氏から提出された平成18年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願は、柳澤議員、藤田議員が紹介議員となっており、委員会付託を省略し、本会議で審議する。

4、会場からのテレビ中継について、今定例会では3月11日午前10時から一般質問終了まで、会議の様子を役場町民ホール及び町民センターロビーのテレビに配信をする。また、予算審査特別委員会を公開し、3月13日午後1時から翌14日の審査終了まで、役場町民ホール及び町民センターのロビーに配信をする。

5、3月2日正午を通告期限とした一般質問の取り扱いなどのため、本日の本会議終了後、議会運営委員会を開催する。

本日の議会運営委員会報告は、以上であります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了いたしました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日3月3日から3月15日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月3日から3月15日までの13日間とすることに決しました。

お諮りします。委員会審査などのため、3月4日から3月10日までの7日間と3月12日から3月14日までの3日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月10日までの7日間と3月12日から14日までの3日間は休会とすることに決しました。

お諮りします。3月11日は土曜日であり、休日休会の日ですが、サタデー議会として会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月11日は会議を開くことに決定しました。

◎議長一般報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、議長の一般報告を行います。

議長としての報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎町長一般行政報告

○議長（石神忠信君） 日程第5、町長一般行政報告を行います。

本件につきまして町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野呂智雄君） おはようございます。平成18年第1回中頓別町議会の定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい時期にもかかわらず全員のご出席をいただきまして、ありがとうございました。

今回の定例会に私ども条例、予算、それぞれ含めまして36の議案を提案をしておりますので、よろしくご審議のほどを賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

それでは、私の方から行政報告2点ほどさせていただきたいと思います。

1点目は、平成17年度地域懇談会についてであります。本年度の地域懇談会「町長がおじゃまします」は、1月15日から19日の間、13会場で開催をいたしまして、延べ100人の町民の方々の出席をいただきました。懇談会では、町から「中長期行財政運営計画の策定状況」、「中頓別農業高等学校の廃校に伴う施設等の利活用の検討状況」、「敏音知小学校の廃校に伴う施設等の利活用」並びに「平成18年度の主な予定事業」について説明をいたしまして、質疑・意見交換を行いました。その中で参加者から、特にピンネシリ温泉の存続、中農校・敏音知小学校施設等の利活用の募集、除雪問題、医師確保等に関する質問や意見が多く出されたところでございます。

2点目は、国民健康保険病院の医薬分業についてであります。昨年9月14日の議員協議会でご説明申し上げました国民健康保険病院の医薬分業につきまして1月27日、出店希望業者2社について面接を実施した結果、町の基本事項を遵守できる応需薬局として2社を決定し、1月30日通知をいたしました。今後、ことしの10月1日の医薬分業実施に向け、関係機関とも協議をしながら円滑な実施のため準備を進めてまいります。

なお、12月21日から昨日までの一般行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） これにて町長の一般行政報告は終了しました。

◎南宗谷衛生施設組合議会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、南宗谷衛生施設組合議会報告を行います。

南宗谷衛生施設組合議会議員の報告を求めます。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 南宗谷衛生施設組合議会報告をいたします。

このたび南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成17年第1回南宗谷衛生施設組合議会臨時会。

2、日時、平成17年12月29日（会期1日）午前10時開議。

3、場所、南宗谷衛生施設組合会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、山本議員。

5、会議結果、議案第1号 南宗谷衛生施設組合同規約の一部を変更する規約、議案第2号 南宗谷クリーンセンターの設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第3号 南宗谷衛生施設組合公告式条例の一部を改正する条例、議案第4号 南宗谷衛生施設組合廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 監査委員の選任について。

上記議案について、平成18年3月20日枝幸町・歌登町の合併に伴う規約の一部変更及び条例の一部改正が原案どおり可決されたほか、監査委員には森和正氏（猿払村村長）が再任された。

以上で報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて南宗谷衛生施設組合議会報告は終了いたしました。

◎総務文教常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、総務文教常任委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

村山さん。

○総務文教常任委員長（村山義明君） 所管事務調査報告。

このたび本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

日時、平成18年2月24日（金）午後1時～午後3時55分。

場所、議場。

調査項目、環境基本計画・条例の進捗状況について、老人保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しについて。

調査経過、環境基本計画・条例案については、前回所管事務調査（平成17年11月10日）時点で策定作業が進展していなかったため、再度調査項目としたものである。前回所管事務調査の際は、「環境なかとんべつ町民会議」（以下「環境町民会議」という）から本年1月までには答申（計画案）を得たいとの説明であったが、調査日現在においても素案すら示されていなかった。

環境基本計画は、環境町民会議と町が平成15年7月にパートナー協定を結び、策定作業に着手し、当初平成16年12月には答申が提出される運びであった。策定作業が大幅に遅れているのは、種々の理由により環境町民会議の活動が停滞しているためであり、今後のスケジュールは3月下旬に答申を得た後、第2回定例会に環境基本条例を提案し、同計画を正式決定したいとの説明であった。

答申（計画案）の策定は、「森・川・こども・食・遊び・地元学」の6つのキーワードを重視して進められ、①、基本産業である農林業の重要性、②、頓別川流域として浜頓別町との広域連携、③、体験重視の環境学習機会の創造、④、将来の移住を視野に入れた都市生活者との交流、⑤、地元学を基本にした自然と人との暮らしが共生する地域づくりなどが盛り込まれる見通しである。

答申後の環境町民会議については、環境基本計画に基づく町民活動の担い手となるよう、NPO法人格を持った組織に改編したい。町としてこの組織と連携し、パートナーシップ契約により豊かな環境づくりを推進したいとの説明であった。

また、本町らしい豊かな環境を守り育てていくため、その趣旨に賛同する者から寄附を募り、基金として積み立てることを目的とした「中頓別町豊かな環境づくり寄附条例」を第1回定例会に提案することが表明された。寄附金の具体的な使い道は、森林の整備、環境学習や環境教育の推進、その他環境保全に関する事業等であり、条例をホームページに掲載し、町外からも厚志を募りたいとの説明であった。

質疑では、切迫した環境問題として下流域から実施されている頓別川広域河川改修工事で道が浜頓別町の河畔林をほとんど伐採したことが取り上げられ、本町への波及と水環境・生態系への影響を危惧する意見が出された。この件に関し町側から、道では10年周期の洪水を想定して平成18年度から本町内の堤防改修などを計画しており、そのための現地説明会が2月27日に開催されることが報告された。

老人保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しについて、介護保険法第117条では、市町村は国の基本指針に即して3年ごとに5年を1期とする介護保険事業計画を策定することになっている。介護保険事業計画は、老人福祉法及び老人保健法に定める計画との調和を保つ必要があるため、3計画は一体化され、町内の福祉団体などから選出された検討委員会（「中頓別町介護保険事業計画等検討委員会」／東海林繁幸委員長：委員7名）の手により策定作業が進められている。改正介護保険法（本年4月施行）では予防重視型システムへの転換を重視し、軽度者を対象とする新たな予防給付の創設、市町村が実施主体となる地域支援事業などに加え、新たなサービスとしてグループホームなどの地域密着型サービスの提供、介護予防相談などを行う地域包括支援センターの創設などが盛り込まれている。平成15年3月に策定された現在の介護保険事業計画も、これら改正介護保険法の趣旨に沿って見直しが行われている。検討委員会では昨年12月に第1回委員会を開催し、概ね4回程度の委員会を経て、3月中旬に答申を出す見通しである。なお、介護保険対象サービスの見直しは行うものの、第1号被保険者にかかる介護保険料は現行どおりとの説明であった。

9、調査の結果又は意見、環境基本計画・条例については、地方分権と「一流の中頓別（いなか）づくり」の理念を取り入れるべきである。とくに水環境は重要であり、理念に反する道の河川改修工事、国有林の伐採計画などに対抗できる実効性ある条例・計画とすべきである。

介護保険事業計画・老人保健計画及び老人福祉計画は一体化して策定され、健康保持、疾病予防を起点にしていることに鑑み、各施策に数値目標を導入し、事業評価などで後日効果（達成率等）を検証できるようにすべきである。

以上、報告といたします。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） これにて総務文教常任委員会報告は終了しました。

◎産業建設常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、産業建設常任委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。

石井さん。

○産業建設常任委員長（石井雄一君） 所管事務調査報告書。

このたび本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

記、日時、平成18年2月17日（金）午後1時～午後2時40分まで。

場所、議場。

7、調査項目、遊休農地（離農跡地等）の利活用対策について。

8、調査経過、本件について、提出された資料に基づき、主に柴田参事が説明した。説明によれば、本町の現況農地の概略は、耕地面積3,690ha（うち経営耕地面積3,536ha）、農業振興地域整備計画における農用地区域面積7,199haのうち耕作放棄地は3haであった。ただし、耕作放棄地、遊休農地の現況については明確な数値が捕そくされておらず、中山間地域等直接支払制度で農地の確定が必要なことから、農業委員会などが中心となり「農地パトロール」を実施し、実態把握に努めている。

平成18年から平成28年まで向こう10年間の離農の可能性と農地の状況について、現行57戸の農家数が39戸にまで減少し、867haの農地が流動化すると予測。このための対策として、中山間地域等直接支払制度交付金を受けている平成17年度から平成21年度までの間に耕作放棄地が発生した場合は、初年度に遡って交付金が全額返還となることから、①、耕作者が農作業を継続できなくなった場合は速やかに農業委員会の斡旋を受ける、②、集落協定参加者が協定内容に沿って管理する、③、経営規模拡大及び草地不足農家への農地の集積を図るなどの農地保全対策が講じられる。また、同制度終了後において耕作者が農地を維持できなくなった場合は、速やかに農業委員会の斡旋を受け、農地の集積を図ることとしている。

離農跡地の利活用対策として、当面は経営規模拡大及び草地不足農家への農地の集積、中山間地域等直接支払制度終了後の平成22年度以降で農地の集積ができなくなった場合は、新規参入を含めた対策を講じるとの方針であった。

野邑町長から、荒廃地（不良農地）を山に戻すため、「豊かな環境づくり寄附条例」（仮称）をつくり、環境に配慮した政策に取り組むことが表明された。

9、調査の結果又は意見、耕作放棄地が増えつつあり、耕作条件の悪い農地・荒廃地へ

の植林・造林を可能にするため、土地所有者への現況情報の提供とともに農業振興地域（整備計画）を見直すべきである。農地集積の有無に関わらず、新たな農業担い手の確保には時間を要し、地域を挙げた取組が必要であるため、町と農協、関係団体がいまから積極的に提携・協力し、離農跡地への新規参入のしくみづくりに取り組むべきである。

以上、報告します。

○議長（石神忠信君） これにて産業建設常任委員会報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、報告第1号 例月出納検査報告を行います。

本件につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 日程第10、議案第1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

このたびの改正は、町長が2月10日、中頓別町特別職報酬等審議会道田会長に諮問した特別職の給料月額改定について、同審議会から答申された内容に基づき、関係条例の改正を行うものであります。答申内容は、町長の給料月額、現行73万円を平成18年4月から70万円に改定するというものであります。このことにより、町長の年収は管内町村の中で最低に位置するとともに、助役、教育長においても既に同様の状況となっております。

2ページの条例本文であります。特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和44年中頓別町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「730,000円」を「700,000円」に改める。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） まず1点目に、3万という額が何で3万なのかというのがまず1点。それから、特別職において町長のみが今回は給与改正ということなので、一般的には特別職の給与を改正するときには助役、教育長あたりも一緒にというふうに考えるのが常識的なのかなと思うのですが、町長のみという点について。2点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私が諮問した理由につきましては、今現在管内的なそれぞれの町村長の給与の額がどの辺の位置にあるのかと、こういうものを参考にして、それから現在の年収が管内的にどの辺の位置にきているのかと、そういうものを総合的に勘案をした中で3万円の減額を諮問しようと、こういうことであります。根拠的なものでは、今聞かれましたけれども、この根拠があるからこうだ、この根拠に基づいてこうだというわけではありません。今話した2点に基づいて3万円の減額を諮問をしたと、こういうことあります。

また、ほかの特別職も一緒に減額をするべきでないかというような内容のご質問でありますけれども、しかしながら助役、教育長につきましても管内的な平均のベースからいくと決して高いわけでありませぬし、それぞれ年収を計算をして、現在管内的には助役は助役の最低でありますし、教育長は教育長の最低であります。これ以上削減をするということになりますと、職務と、それから職責についての判断も考え合わせると妥当なところかなと、こういうような判断をしたところあります。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 1点だけお尋ねします。

今の説明を聞くところによりますと、要するにただ管内の最低になりたいというだけの説明だと思えますけれども、こうやって下げる以上やっぱり町のことを考えて、あちこちの町村長の特別職のことを考えてみますと思いついて削減しているところもあるのですけれども、今回の町長だけというのはちょっと私も納得いかない点が多々あるので、もう一度お願いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 町長だけが減額をするということについて私は今申し上げましたけれども、町の財政も17年度の当初予算では9,700万ほど不足して予算を計上しております。また、今最終的な決算見込みをやっておりますけれども、ことしの17年度の決算見込みでは大体5,000万前後不足するだろうと、こういうような状況であります。また、私ども、一般職に対して人事院勧告の勧告どおりことしの4月から給与の改定をしようということで今提案をして、いろいろ交渉している最中でありまして。そういう環境のもとで特別職がどうなのかと、管内的にどうなのか、それから町の財政的にどうなのかと、

そういうものを総合的に判断をして、町長だけを減額をすることによって管内的にもバランスがとれるだろうと、そういうような考え方をしたところでもあります。いろんな判断の材料としては個々あると思いますけれども、しかしながら今の現状の中で私は最善の判断をしたのではないかなと、このように考えているところでもありますから、ぜひご理解をいただきたいなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

内容につきましては、職員の特殊勤務手当に関する条例第17条、医務手当の改正でございます。医務手当の改正につきましては、これまで月額50万円以内であったものを月額60万円以内に改正するものでございます。

本文につきましては、読み上げてご説明を申し上げます。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年中頓別町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条中「500,000円以内」を「600,000円以内」に改める。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、議案第2号 中頓別町豊かな環境づくり寄附条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 中頓別町豊かな環境づくり寄附条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第2号 中頓別町豊かな環境づくり寄附条例の制定について。

中頓別町豊かな環境づくり寄附条例を別紙のとおり制定する。

本条例の趣旨は、中頓別町らしい豊かな環境を守り育てていくため、その趣旨に賛同する寄附を募り、基金として積み立て、それを森林整備、環境学習や環境教育の推進、その他環境保全に関する事業や活動に充てていくというものであります。

以下、条例本文を読み上げます。

中頓別町豊かな環境づくり寄附条例。

（目的）

第1条 豊かな環境づくりを行うため、中頓別町豊かな環境づくり寄附条例を制定し、豊かな環境づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（寄附金の用途等）

第2条 寄附者は、寄附金を豊かな環境づくりのための事業に充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、町長が前項の寄附金の使途に係る指定を行なうことができるものとする。

3 町長は、基金の積立て、管理及び処分その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金の額とする。

(基金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第6条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用等)

第7条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

石井さん。

○7番（石井雄一君） 2条で寄附者は寄附金を豊かな環境づくりのための事業に充てるかをあらかじめ指定できるものとするということですので、寄附者が使い道を指定できるみたいと思うのですがけれども、この辺について内容を教えてほしいのですが。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） おっしゃったとおりです。寄附する者が例えば環境学習のために役立ててくださいということであれば、それを最大限尊重するということになります。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） これは、豊かな環境づくり寄附条例ということで、寄附金そのものはこれに特定されるということですよ。それで、例えばその中にいろんな使い道があって、それに指定することができるということなのかどうか、その辺伺います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 済みません、間違っただけで答弁をいたしました。

この条例の趣旨に基づく寄附であるかどうか、この条例の趣旨に基づいて使ってくださいという指定というか、そういうご意向を示された場合はそういうふうになると、指定されなかったら町長が別に決めるということになります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 以前に特別委員会で一応説明はあったのですが、使い方について3点ほど例として挙がっていたかなと思います。今も言われたように環境づくりの学習だったり森林の整備ということで3点ほど挙がってはいたと思うのですが、8条にあるように条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定める。規則か何かを今後考えているのかなというふうには思うのですが、条例とともに規則等もでき得ることであれば示していただくことによって、この条例の本筋というか中身というのを詳しく理解することができるし、また寄附をする側においてもその内容等を熟知して寄附することができると思うので、規則等を考えておられるのであれば示していただきたいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） まだ具体的な規則については定めておりません。定めるというか、まだ案も持っておりません。寄附を募る場合に、十分今後この寄附条例の内容についてわかりやすく、さらに当然今後必要な場合に定める事項についてもわかりやすく、寄附者に伝わるように十分PRをしていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 現段階としては答弁でいたし方ないのかなと思うのですが、規則ができた場合にそれを我々にもぜひ示していただきたいというふうをお願いしたいのですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） この条例に基づいた具体的などういったことがこの施行に関して必要なのかということについては、まだ検討はしておりません。したがって、今の段階ではこの条例だけで事足りるかなというふうには思いますが、必要によってはそういった細かなことを決めなければならない状態が出てくるかもしれません。その場合には、今柳澤議員が言われるようなことには沿いたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 寄附金の額のことなのですが、1人当たりとか1口当たりとか、そういう金額の目安は想定していらっしゃいますか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） あくまでもご厚志なのです。したがって、そういうことは想定しておりません。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） この条例をつくって、私今ちょっと聞き漏らしたかなと思う面もありますけれども、まず寄附金だから金額の目標はないだろうとは思いますが、ある程度の目標を持っているのか、定めているのか。それと、寄附金が集まったときに、では何かから先にやろうと、事業をしようというような目的もないので、ただ寄附金条例をつくって、もし寄附金が全くなかったらいつの間にか消滅をしてしまうわけです。その辺まで考えているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） ご存じのとおり、これまでは町に対する寄附として多くは庁舎建設基金としてお使いくださいということでご寄附をいただいてまいりました。その後においても、若干ながら寄附はあります。したがって、その寄附をされる方々のご厚志を生かすためにも、やはり目的を持った使い方が当然必要だというふうに考えて、この条例を制定するわけです。それで、あくまでもご厚志ですので、目標額を定めるだとか、そういうものではないと、性格上そういうものではないというふうに思います。当然寄附をされる方々のそういうご厚志に十分こたえるために、その使い道については、大枠環境づくりということで決めますので、それに沿って、外れないように十分配慮しながら使い道については決めていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号 中頓別町豊かな環境づくり寄附条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町豊かな環境づくり寄附条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、議案第3号 中頓別町生活安全条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第3号 中頓別町生活安全条例の制定について、内容につきましては総務課長に説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第3号 中頓別町生活安全条例の制定について。

中頓別町生活安全条例を別紙のとおり制定する。

本条例制定の趣旨は、最近全国で起っている犯罪や事故、とりわけ子供たちが巻き込まれたり、あるいは犠牲になる犯罪、さらに自然的、人為的な事故を未然に防止し、より安全で安心して生活できる地域社会を町、町民、事業者などが一体となって実現していくことを目的に制定するものであります。そのために、町が、町民が、事業者が、土地所有者がそれぞれの立場における責務をしっかりと確認し合い、それをベースに目的を達成するための必要な施策の実施、町民や事業者の協力、さらに警察署等の協力、連携、必要に応じて自主的活動団体への支援を行うというものであります。

補足的に言いますと、道では犯罪のない安全で安心な地域づくり条例を平成17年3月31日に制定をいたしました。中頓別町では、頻発する子供の犯罪に対して、住民ボランティア組織、こども安全パトロール隊や防犯協会のワンワンパトロール隊など積極的な取り組みが現在行われているところであります。また、交通安全対策についても交通安全協会等を中心に同様の積極的な取り組みを行っているところであります。したがって、生活安全条例をもって町、町民、事業者等が一体となって地域における犯罪及び事故を未然に防止するために制定するというものであります。

それでは、条例文を読み上げたいと思います。

中頓別町生活安全条例。

（目的）

第1条 この条例は、生活の安全に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者等が一体となって、地域における犯罪及び事故を未然に防止するため、自主的な安全活動を推進し、及び生活環境を整備することにより、安全で安心できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町民 町内に居住し、又は滞在する者をいう。
- （2）事業者 町内で事業活動を行うすべてのものをいう。
- （3）土地建物所有者等 町内に所在する土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。

（町の責務）

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる生活安全施策（以下「安全施策」という。）を実施しなければならない。

- （1）防犯思想の普及に関する啓発
- （2）安全な地域づくりのための環境整備
- （3）町民の自主的な防犯活動についての助言、指導及び援助

(4) 前3号に掲げるもののほか、安全確保のために必要と認める施策

2 町は、前項の安全施策を実施するに当たっては、町の区域を管轄する警察署その他関係機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、地域の安全活動を推進するとともに、町が実施する安全施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業に関し安全確保のための必要な措置を講じ、地域における安全活動を推進するとともに、町が実施する安全施策に協力するよう努めなければならない。

(土地建物所有者等の責務)

第6条 土地建物所有者等は、その土地又は建物に係る安全確保のための必要な措置を講じ、地域における安全活動を推進するとともに、町が実施する安全施策に協力するよう努めなければならない。

(協力の要請)

第7条 町長は、町が安全施策を実施するために必要があると認めるときは、警察署等の長に対し、協力を要請することができる。

(支援)

第8条 町長は、第1条の目的を達成するために、自主的に活動する団体等に対し、必要な支援を行うことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

なお、道内のこういった生活安全条例の制定状況であります。現在196の団体中101自治体、52%の自治体が既にこの種の条例を設けております。町村で見ますと、町で見ますと142団体中77、54%、村でいいますと20団体中9、45%、そういう状況であります。

以上であります。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号 中頓別町生活安全条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町生活安全条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第14、議案第4号 中頓別町国民保護協議会条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第4号 中頓別町国民保護協議会条例の制定について、内容につきましては総務課長に説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) きょう配付させていただきました資料もごらんいただきながら説明をしたいと思います。

議案第4号 中頓別町国民保護協議会条例の制定について。

中頓別町国民保護協議会条例を別紙のとおり制定する。

まず、国民保護法についてであります。近年バリ島テロ、ロンドン地下鉄テロなど、世界的にテロ活動が多発しております。日本においてもテロや武力攻撃が発生する可能性があるため、そういう事態を想定して、国民の生命や財産を守るため、国民保護法、正式には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年6月に成立いたしました。その法に基づいて、国は基本指針を、都道府県、市町村は国民保護計画をそれぞれ作成することになっております。この国民保護計画であります。国、地方公共団体はあらかじめ国民保護計画を策定することとされております。この場合、国が作成する基本指針に基づき都道府県が計画を作成し、都道府県計画に基づき市町村が市町村計画を作成することになり、作成に当たっては道との協議が必要となってまいります。道の計画は既に17年度で策定されることで策定作業が進んでおりまして、市町村計画は平成18年度に作成することになります。市町村計画の構成であります。予定であります。市町村計画は、道から示されるモデル案を基本に、当町の地理的、社会的特性等を踏まえ、防災対策との連動に配慮した計画にする予定であります。なお、消防庁が示した市町村国民保護モデル計画によれば、同計画の構成はおおむね次のとおりとなりますが、近々道から道内の特殊事情や特性を踏まえた市町村モデル計画が示される予定でありますので、計画策定に当たってはそれらを十分参考にしていく考えであります。それで、構成については、総論から平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、それから復旧など、緊急事態への対処などを盛り込むことにしております。

それで、国民保護協議会であります。国民保護計画、市町村計画を策定するに当たっ

ては、幅広く住民の意見を求め、関係する者から意見を聴取するため、すべての都道府県及び市町村に国民保護協議会が設置されることとなります。国民保護計画の作成または変更にあたっては、地方公共団体の長はこの国民保護協会に諮問することになっております。中頓別町で今設置しようとしている国民保護協議会の委員は15名以内として、中頓別町の防災会議の委員を基準に選定する予定であります。

それで、前段説明いたしました、国民保護協議会の条例について読み上げたいと思います。

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、中頓別町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) この目的のところの第40条の8項なのですが、要はこの第40条の8項にどういうことが書いてあるのかということが知りたいので、この条例のみでいけば条例の目的というのがこれに基づくよということなので、本来の目的がどこにあるのかというのがこの文言では出てこないの、第40条の8項というところに大まかにどういうことが書かれているのかお聞きしたいのですが。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 正確な文言は今書類がありませんので言えませんが、要するに根拠の法律条文、この協議会を設置をする根拠の条文が40条第8項であります。

（「それはわかる。それはこの文言を読めばわかるんだけど、その根拠の大まかな内容がわかればということなんです」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

山本さん。

○3番（山本得恵君） この問題はテロ対策としての計画だとは思いますが、これは道は国からの計画によって道なりの計画をする、市町村は道の計画に基づいてやるとなると、今ここに条例をつくって、協議会の委員の定数は15人とする。では、15人で実際には何をやるのだと。基本的なこういうことは上からどんどん来ることだから、おおむねの計画はできているのだろうけれども、では町の具体的な内容としてどんなことをすればいいのか。我々現在安全な下にいると考えもつかないというほど大きな問題で、ここにテロはないだろうというような安堵感がありますけれども、だからといって一概にそうは言っていられないから、そのための計画だとは思いますが、具体的に計画してある内容というのがこれには全然見えていないような気がしますけれども、その辺についてちょっと説明をお願いします。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 資料にもちょっと書いてあるのですが、これはあくまでも国が定めた法律に基づいてやることです。これは、全国津々浦々で自治体全部が計画を立てるものでありまして、するだとかしないだとかという、その判断の余地は当然ありません。それで、モデルも道から先ほど言いましたとおり北海道の地理的、社会的特性を踏まえたものでモデル案が示されますので、それらを参考にこの委員の方々にご議論をいただくと。この条例に基づく協議会そのものは、諮問機関であります。諮問機関でありますので、諮問をして、答申を受けて計画を策定するということになると思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 中頓別町国民保護協議会条例について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町国民保護協議会条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時20分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長(石神忠信君) 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第5号

○議長(石神忠信君) 日程第15、議案第5号 中頓別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第5号 中頓別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) 議案第5号 中頓別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について。

中頓別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を別紙のとおり制定する。

この条例を読み上げる前に、ちょっと説明をさせていただきます。武力攻撃事態等が発生した場合、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共団体などが実施する国民保護のための措置を総合的に推進するため、武力攻撃事態等対策本部、これは本部長は内閣総理大臣なのですが、それから都道府県国民保護対策本部、本部長は都道府県知事、市町村国民保護対策本部、本部長は市町村長がそれぞれ設置されることになっております。本条例は、中頓別町においてそれを設置するために必要な事項を規定するものがあります。それで、市町村対策本部の機能は市町村対策本部長の意思形成を補佐することを中心とするもので、議決機関ではありません。対策本部は、武力攻撃事態等の各種の情報を収集し、対策本部長に適切な助言を与え、迅速に国民の保護のための措置にかかわる市町村の意思形成を行うことが主な任務になります。市町村対策本部の組織でありますけれども、対策本部長は町長、副本部長は本部員の中から町長が指名することになっておりまして、本部員となる者は助役、教育長、消防団長、そのほか町長が当該市町村の職員から任命する者となります。現地対策本部であります、町長は市町村国民保護計画で定めるところにより、市町村対策本部に国民保護のための措置の実施を要する地域に当たって、

市町村対策本部の事務の一部を行う組織として現地対策本部を置くことができるものとされております。

それで、この条例本文を読み上げたいと思います。

中頓別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例。

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、中頓別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、中頓別町緊急対処事態対策本部について準用する。

附則、この条例は、公布の日から施行するということであります。

第1条の第31条というのは条例への委任事項でありまして、法第27条から第30条に規定するもののほか、市町村対策本部に必要な事項は市町村の条例で定めるということになっております。その条例で定めるものとしては、この条例にもあるとおり市町村対策本部の設置及び所掌事務、市町村対策本部の組織、市町村対策本部長の権限、市町村対策本部の廃止であります。

法の第28条は市町村対策本部の組織をうたっているものですが、法第28条第6項では、市町村対策本部長は必要があると認めるときは国の職員、その他都道府県または市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができるというのが法第28条第6項の規定であります。

ちょっとわかりづらいかもしれませんが、一応説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号 中頓別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第16、議案第6号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第6号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第6号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

条例本文の朗読を省略をさせていただきます、16ページ、新旧対照表によりご説明をいたしたいと思います。

第3条では、国民健康保険の被保険者に係る所得割額でございますが、現行では100分の8.5を改正では100分の8.4とするものでございます。

第4条では、国民健康保険の被保険者に係る資産割額でございますが、現行では100分の50を改正では100分の48とするものでございます。

第5条では、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額でございますが、現行では1人につき1万9,000円ですが、改正では2万3,000円とするものでございます。

第5条の2では、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額でございますが、現行では2万5,000円を改正では1世帯について2万9,000円とするものでございます。

第13条は、国民健康保険税の減額でございますが、現行では（1）と（2）がございまして、現行の（1）というのは6割軽減者に対するものでございます。（2）については、4割軽減者に対するものでございます。現行では（1）、6割軽減のものについては改正では7割軽減となるものなのですが、現行では税額で定めておりますが、改正の方は割合で定めております。

（1）のアですが、1人について1万1,400円とあるものを1人について第5条に定める国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額。イにつきましては、1世帯について1万5,000円とあるものを1世帯について第5条の2に定める国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額。ウにつきましては、1人について2,160円とあるものを改正では1人について第7条の2に定める介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額。エでは、1世帯について1,560円とあるものを改正では1世帯について第7条の3に定める介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額ということで、（1）につきましては7割軽減であるということの改正でございます。

同じように（2）でございますが、（2）の表題では24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）とあるところを地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第56条の89第1項に規定する金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）ということでございますが、これは24万5,000円のことを指しております。

(2)については、現行では4割軽減なのですが、これは改正では5割軽減となります。アにつきましては、1人について7,600円とあるものを1人について第5条に定める国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額。イにつきましては、現行では1世帯について1万円とあるものを改正では1世帯について第5条の2に定める国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額。ウにつきましては、1人について1,440円とあるものを改正では1人について第7条の2に定める介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額。エにつきましては、現行では1世帯について1,040円とあるものを改正では1世帯について第7条の3に定める介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額ということで、(2)につきましては4割軽減のものが5割軽減と改正になる条文でございます。

(3)につきましては、これまで6割、4割軽減のところ改正では2割軽減者が出てきますので、(3)につきましては2割軽減者のものでございます。法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が施行令第56条の89第4項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)。ア、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額、被保険者(第1条第2項に規定する世帯を除く。)、1人について第5条に定める国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額。イ、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、1世帯について第5条の2に定める国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額。ウ、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)、1人について第7条の2に定める介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額。エ、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額、1世帯について第7条の3に定める介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額ということで、(3)につきましては2割軽減世帯について規定するものでございます。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上について内容の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) 内容については2月17日の議員協議会で説明がありましたので、内容等については理解できたのですが、そのときにいただいた資料の中で値上がりする世帯、例題として出されたものですが、最高で1万7,000円、それから約1万というような形で、大幅に上がる世帯も出てきます。軽減される世帯も出てくる。それで、特に6割、4割が7割、5割、2割の軽減ということで、今度5割、2割に当たる人は従来よりも値上がりになる世帯というのが出てくると思うのです。それで、平均で3,910円が増額、約4,000円増額されるわけですが、監査指摘から約1年、間

があるわけで、これだけの町民負担を強いるということになれば、それぞれの家庭で一体どのぐらいになるのだろうということを事前に町民に周知するべきものだったというふうには私は思うのですけれども、その点について、この事項についておおよそ周知はなされたと思うので、そこら辺についての考え方を、私はある程度の案ができた時点でこういうふうに変更する考えがあるということを町民に知らせるべきではなかったかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） これまでもいろいろな協議を重ねてきましたけれども、私どもとしてはとりあえず議会の決定を待たないで住民に周知するという事は事前には考えてはおりませんでした。言われたように軽減になる世帯もふえるのはふえるのですけれども、当然上がる世帯もありますけれども、一応は議会の決定を見てという考えでおりましたので、そこまでは考えておりませんでした。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 議会の議決を得てという考え方もわからないわけではないのですけれども、4月から施行ということになると期間的にもう1カ月ないわけです。では、議会にかけるのが今が適切だったのかどうかという問題もあると思うのだけれども、一刻も早く改正について住民に理解をしていただくということは必要なのかなと。納付しようと思ったときに、あら、去年と金額違うわというようなことではうまくないので、残り1カ月間いろんな手法を使って、町民に内容等を熟知していただくような手法をとっていただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 町民に負担をお願いするわけありますから、我々の情報をできるだけ早く住民の皆さん方にお知らせをして理解を得る、これは当然なことでありますから、私も地域懇談会の中で、13カ所全部ではありませんけれども、健康保険税については平成17年度赤字になる見込みであると、一般会計から全額繰り出しをしないと赤字になるというお話をして、若干の値上げをお願いしたい、こういう話をしてきた地域もあります。そういう面も含めて、きょう議決をいただければ、できるだけ早くに住民の皆さん方に保険税の改正がこういうぐあいに行われると、こういうことを周知をしてまいりたいと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 国保会計の厳しさについては、いつもご説明をいただいているところで、それについては理解しますけれども、3点についてお伺いをしたいと思います。

1点目ですけれども、16年度決算の時点で国保税の滞納、16年度分ということで108万円、16名ほどと聞いております。今回の税率改正で実質税額の増加額が56万4,000円ほどとも聞いております。この滞納をなくすということは大変難しいことだとは思いますが、滞納者、今回16年度は16名ということですが、その中に

支払い困難な人などがいらっしゃるのでしょうか、その状況をつかんでいらっしゃるかどうか伺いたいと思います。

2点目ですけれども、不納欠損金についてですけれども、一定の年数がたった後不納欠損金として処理した後、滞納者に対しての請求というのは行われないのででしょうか、それとも行うことができないのでしょうか。

3点目ですけれども、資格証明書とか短期証の交付についてですけれども、資格証については2001年度からその交付事務が全市町村において義務化されたとかという話を聞いておりますけれども、資格証明書、短期証の交付ともに交付する基準のようなものがあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課参事。

○総務課参事（遠藤義一君） まず、1点目のことについてお答えしたいと思います。国保税の滞納の部分については、先ほど本多議員さんが言われたとおり16年度の額は108万程度あります。現在の段階で今年度の見込みとしては、14件ほど滞納者が出ると思われまます。この部分につきましては、前年度の所得によって国保はかかるのですけれども、会社を退職とか整理退職されている方などが多くて、国保税が30万あるいは20万というふうな高額の方がその中に多く含まれているという実態があります。また、季節雇用で働いている方などは、12月末まで勤務をした後、一時退職をされて、社会保険から国保に切りかえるという形で随時の段階で国保にかかってきますので、つまり退職後に国保の請求がされるために、仕事がない中で支払いをしなければならぬという実態があることも事実であります。そういった部分を踏まえて、多くの方はきちんと納めていただいておりますけれども、中にはそういった部分で非常に厳しいという状況の中で滞納者が出るということは考えられるということで、現段階では14件程度になろうかなというふうにご考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） あと不納欠損金の処理。

○総務課参事（遠藤義一君） 二つ目の不納欠損の部分ですが、その後についての請求というのはいけません。

以上です。

○議長（石神忠信君） もう一点、証明書。

石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 短期証と資格証明書の方なのですが、要綱があるのですが、今手元になくて、基準はそれぞれ要綱の中に定めているのですけれども、要綱がないものですから、ちょっと休憩をいただきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時50分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 中頓別町国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱というものがございまして、法定滞納者というのは省令の第5条の6に規定する期間で1年以上滞納している世帯主をいうと。それから、第3条では、法定滞納者について法第9条第3項または第4項の規定により被保険者証の返還を求めようとするときは、国民健康保険税納付相談、被保険者証返還命令予告通知書により、また法第63条2の規定により保険給付の全部または一部を差しとめようとするときは、健康保険税納付相談の通知書により世帯主に対し保険税の納付を促すとともに、保険税を納付することができない特例の事情について届け出ができる旨を通知することとするとされております。また、そのほかには、特別の事情等に関する届け出などもあります。

被保険者の資格証明書の交付でございますけれども、これは法第9条第3項または第4項の規定により当該世帯主が被保険者証を返還したときは、被保険者資格証明書交付決定通知書により当該世帯主に対して通知するとともに、被保険者資格証明書を交付する。

○議長（石神忠信君） 今条例と証明書の形を印刷していますので、それまでちょっとお待ち願って、そのほかにご意見あればお伺いしたいと思います。今の短期、資格証明書の発行については、今条例等について印刷して配付しますので、それは少々お待ちください。

そのほかについて質疑。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 1点目の滞納の状況ということですが、退職されたとか失業されたとか、そういうような状況もあるという厳しい状況の中で滞納が出るというご説明でしたけれども、ケースによっては減免の対象になり得る場合もあるのではないのでしょうか。人数的に14名とか16名とか、多いと言える人数ではないので、個々の状況をよく把握した上で、これなら払えるのではないのでしょうか、どのぐらいずつ払えますかとか、到底払えないでしょう、これは減免の申請の対象になりますとか、個々の状況に応じた対応がなされるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

2点目、不納欠損金とした後の請求はできませんということだったので、法律上これはできないとかしないというものになっているのでしょうか。一定の期間過ぎた後で、生活も大分安定してきたので、前の分を払いたいとかという人が出てこないとも限りませんが、そういう場合はどうなるのでしょうか、それについて伺います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課参事。

○総務課参事（遠藤義一君） まず、1点目なので、私の方で徴収に行く部分につきましては、今本多議員さんが言われたとおり状況に合わせて少しずつ納めていただくということも当然行っておりますし、その家庭の方々と十分話をして取り組みを実施さ

せていただいております。当然町としては不納欠損をできるだけ少なくしたいという実態がありますので、ご本人さんの滞納状況を踏まえて、一定額をいただいたときにはそれを分散して、不納欠損をできるだけしないという形をとって進めております。

それと、状況によって減免をすべきかどうか、徴収段階でそれを決定するということには基本的にはならないと思いますので、税のことですので、減免できるかどうかという判断、徴収段階の現場ではそういう判断はとっていません。

そういうことでよろしかったでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 補足をさせていただきます。

減免の関係ですけれども、国民健康保険税条例の第15条に国民健康保険税を減免することができるということがあります。まず、この1点は、災害等により生活が著しく困難となった者、またはこれに準じる者、これが1点目であります。また、2点目は、困窮により、生活のため公費の扶助を受ける者。このような規定がございまして、これに該当するかどうかということであります。そのために、町としては中頓別町国民健康保険税減免取り扱い要綱というのを定めておりまして、その中で申請が上がってきた場合審査をすることになっております。この減免審査委員会には助役、総務課長、総務課の補佐、住民課長、住民課長の補佐等々が委員となって構成をして、そしてその中で審議をすると、こういうことになっておりますので、減免をしていただきたいという被保険者がいれば、申請の用紙に記載をしながら、この審査委員会で判断をすると、こういうことになろうかなと思います。

○議長（石神忠信君） それでは、さっきの資格証明書の件について、何条の何項ということで説明、みんなに条例配ってありますので、説明をお願いいたします。

（「その前に、1点答弁漏れあるんで」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課参事。

○総務課参事（遠藤義一君） 答弁漏れありまして、申しわけございません。

不納欠損の後は請求できるかということに対して請求はできないとお答えしたのですが、これは当然債権として消滅するわけですから、法律上、後から払いたいと言っても払うことはできないということでもあります。そのために、やはり財政にかかわることですので、できるだけ不納欠損をしないようにということで努めているところであります。

○議長（石神忠信君） 本多さん、資格証明の説明もらいますか。条例でわかりますか、それとも説明いただきますか。

○5番（本多夕紀江君） 条例をよく見てみまして、きょうはこれで結構です。

○議長（石神忠信君） それでは、ちょうど12時のサイレンが鳴りましたので、審議中断いたします。これで午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

午前中に続きまして、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審議を引き続き行います。

午前中に本多議員より資格証明書の発行及び短期証の交付についての質問がありましたので、これについて石川保健福祉課長より答弁をお願いいたします。

○保健福祉課長（石川 篤君） 大変失礼をいたしました。

遠藤参事の方からお配りになられています1枚物でご説明をしたいのですが、上から8行目ぐらいに太く黒い升で、納期限から1年経過で法定滞納者となると。横に第2条と書いてありますけれども、小さく第2条とか第3条とか書かれているのは、中頓別町の実施要綱のこの条例の番号を書いております。納期限から1年経過で法定滞納者といいますが、第2条では健康保険法の法第9条第3項に規定すると書かれておまして、この条文を読んでいきますと、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間ということで、納期限は4月から翌年の3月まで納期限で課税をいたしまして、その後1年間を経過しても払わない場合、法定滞納者になると。その場合、法定滞納者になった場合、市町村はその者に対して保険証の返還命令をかけていくことができるということなのです。そのときに、災害だとかいろいろな事情によって特別な事情があった場合は短期証を交付していくと、それから特別な事情も何もない場合、これは資格証明書を発行していくということになります。その際に、審査委員会などを開きまして、それらを決定していくという流れでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） もう少し伺いたいと思いますけれども、それでは今現在短期証、資格証明書の交付対象となる方がいらっしゃるのかどうか、その点と、それから今後短期証、資格証の発行について発行せざるを得ない状況にならないように、徴収の段階で工夫と努力をしていただきたいと思います。

それから、減免制度については、今回の税率改正のお知らせがあると思いますけれども、そのときに減免の制度もあるということをお知らせいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 資格証や短期証の直接対象となる人は、今現在おりません。というのは、少しずつお支払いをいただいている、納付されているということがありますので、直接そういうものはありませんが、今現在対策といたしましては税務グループと住民グループと、それから保健福祉グループが、例えば社会保険から国民健康保険に切りかわる場合だとか、あるいは国保を離脱して社保に移るといような場合、そういう場合に滞納者がいた場合についてはできるだけ納付していただくようなこととお話をしていくということで、連携はとっているということでございます。

もう一点何でしたか。

○議長（石神忠信君） 減免のお知らせ、減免制度の周知。

○保健福祉課長（石川 篤君） 減免等につきましては、今後周知していきたいと思いません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第17、議案第7号 中頓別町多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 中頓別町多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） 議案第7号 中頓別町多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

申しわけありません。最初に、この議案書を差しかえさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

条例改正の趣旨でございますが、中頓別地区多目的集会施設は中頓別農業高等学校の寮として平成3年度に内部改修をして以来集会施設としての機能を失っており、宿泊施設としての機能に変更されている実態を踏まえ、複合施設として併設する青少年宿泊研修施設と一本化するものです。あわせて、指定管理者制度導入に伴い、施設の本化により現施設も指定管理者に管理の代行をしていただくというものです。また、これに伴い、重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部

を改正するものでございます。これについての中身は、中頓別地区多目的集会施設を削除し、中頓別町青少年研修センターを重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例に追加するものでございます。また、小頓別地区多目的集会施設は、多目的集会施設が2施設あったわけでございますが、これが1施設になることから、小頓別地区多目的集会施設の名称を地区をとり、小頓別多目的集会施設とするものでございます。

中身については、新旧対照表でご説明いたします。22ページをお開きください。

題名を中頓別町多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例から小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例に改めるものです。

第1条の中頓別町多目的集会施設を小頓別多目的集会施設に、第2条では表の中頓別地区多目的集会施設を削除し、小頓別地区多目的集会施設を小頓別多目的集会施設とし、10条では及び別表2を削り、別表では小頓別地区多目的集会施設を小頓別多目的集会施設に改め、別表1を削り、別表2を別表1とするものです。

次に、重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例を説明いたします。

第2条では、第1号の小頓別地区多目的集会施設を小頓別多目的集会施設に、第9号の中頓別地区多目的集会施設を中頓別町青少年宿泊研修センターに改め、第3条、第4条中の小頓別地区多目的集会施設を小頓別多目的集会施設に、中頓別地区多目的集会施設を中頓別町青少年宿泊研修センターに改めるものです。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 施設の利用料金についてお尋ねをしますけれども、大分値上げをされておりまして、それと午前、午後、夜間と三つに分かれているわけです。そうしますと、例えば9時から12時まで、これ午前の部だと思えますけれども、9時から12時まで4時間借りた場合の料金が2,260円になると。仮に2時間であっても同じ料金なのか。それは、超過料金も同じことが言えるわけなのですから、その点を説明をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） 9時から12時の間は、2,260円という金額は変わりません。それと、新旧対照表で別表1をお比べになっているかと思いますが、別表1を削除しまして、現行でいきますと別表2が別表1になっていますので、料金自体は変わってはいません。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 料金のことは、大変失礼しました。

それと、今申し上げました時間が例えば4時間でなく1時間でも同じ料金なのか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） そのとおりでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 中頓別町多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 日程第18、議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

今回の改正についてご説明いたします。今回の改正につきましては、児童福祉法の改正による条項の変更、また本条例に関連する障害者自立支援法が施行されることに伴い、第3条第1項第3号に規定する知的障害者援護施設に入所されている方の医療費の公費負担が廃止され、実費負担となることから、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成事業の認定要件に該当させることによって入所者の医療費の軽減を図るための改正であります。

それでは、本文を朗読し、説明といたします。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和53年中頓別町

条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第15条」を「第12条」に改める。

第3条第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第19、議案第9号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第9号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(竹内義博君) 議案第9号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

今回の改正についてご説明申し上げます。この条例は、介護保険法の改正に基づき、中頓別町介護保険条例の一部を改正するものです。今回の改正につきましては、平成18年からの保険料の改正に伴い、中頓別町介護保険条例第2条の保険料区分で第2段階を細分化し、5段階から6段階に改正し、附則として経過措置をするものでございます。

平成18年度及び19年度における保険料の特例措置につきましては、介護保険施行令の一部を改正する政令及び附則がまだ国から示されていないことから、また税制改正が示

されていないということから、税制改正による影響及び激変緩和措置に対する条例改正は、6月定例会で改正したいと考えております。

それでは、本文を朗読し、説明いたします。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例。

中頓別町介護保険条例（平成12年中頓別町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、同条第2号中「36,000円」を「24,000円」に改め、同条第3号中「48,000円」を「36,000円」に改め、同条第4号中「60,000円」を「48,000円」に改め、同条第5号中「72,000円」を「60,000円」に改め、同条に次の1号を加える。

（6）令第38条第1項第6号に掲げる者 72,000円

第4条第3項中「第3号口、又は第4号口」を「第3号口、第4号口又は第5号口」に、「第1号から第4号」を「第1号から第5号」に改める。

第12条第2号中「法第31条第1項後段」の次に「法第33条の3第1項後段、」を加える。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の中頓別町介護保険条例第2条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第10号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第10号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第10号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

平成16年度において策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件は、平成17年度起債計画、過疎対策事業債において変更の必要がある事業について、道知事と過疎地域自立促進市町村計画の変更を協議しておりました。1月25日に協議が調いしましたので、今回議会の議決を求めるため提出したものであります。

36ページ、変更は、区分、2、産業の振興で、事業名、（3）、経営近代化施設、農業、事業内容は南天北地区国営草地開発事業国営事業負担金（繰上償還）であります。事業主体は国でありまして、新たに計画登載するものであります。

37ページでは、参考資料ですが、事業内容でいいますと、変更後において平成17年度概算事業費2,761万4,000円とするものであります。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第11号 辺地に係る公共的施設

の総合整備計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、上頓別・岩手・小頓別・秋田辺地、松音知・敏音知・豊平辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

39ページをごらんください。上頓別・岩手・小頓別・秋田辺地では、2の公共的施設の整備を必要とする事情中、農業近代化施設（秋田地区直轄明渠排水事業）で、本事業は土地の生産性を高め、農業経営の安定向上を図るため昭和59年度から平成2年度まで明渠排水事業を行い負担金の償還を続けてきたが、地財対象分を繰上償還することで後年度負担の軽減を図り、財政運営の健全化を図られるとして新規登載するものであります。

3の公共的施設の整備計画では、農業経営近代化施設（秋田地区直轄明渠排水事業）として、事業費577万6,000円、うち辺地対策事業債の予定額を540万円として新たに登載するものであります。

41ページをごらんください。松音知・敏音知・豊平辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、3、公共的施設の整備計画で、道路（上駒松音知線ほか2事業）の事業費を3億6,400万円から3億7,350万円に変更し、さらに特定財源、一般財源の額もそれぞれ変更するもので、一般財源のうち辺地対策事業債を1億5,060万円から1億5,480万円に変更するものであります。

以上の内容でございます。説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 日程第22、議案第12号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第12号 中頓別町道路線の変更について、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第12号 中頓別町道路線の変更についてご説明申し上げます。

路線番号12番、弥生熊の沢線、路線番号31番、上駒松音知線につきましては、道路改良工事及び地籍調査に伴う起終点の地番、延長、用地幅員の変更であります。路線番号190番、小頓別小中学校前通り線は、国道275号天北峠登坂車線工事による延長の変更であります。変更の路線につきましては、配付させていただきました図面のとおりでございます。

それでは、本文を朗読させていただきます。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

1、変更前の路線、整理番号12、路線名、弥生熊の沢線、供用開始の区間、起点、字弥生139-3、終点、字弥生319、延長970.00メートル、用地幅員、最大8.00メートル、最小8.00メートル。

整理番号31、上駒松音知線、起点、字上駒37、終点、字松音知258-4、延長6,251.01メートル、用地幅員、最大46.10メートル、最小12.20メートル。

整理番号190、小頓別小中学校前通り線、起点、字小頓別206-1、終点、字小頓別190-1、延長228.70メートル、用地幅員、最大16.00メートル、最小11.00メートル。

2、変更後の路線、整理番号12、弥生熊の沢線、供用開始の区間、起点、字弥生201-2、終点、字弥生319-1、延長955.90メートル、用地幅員、最大11.40メートル、最小4.60メートル。

整理番号31、上駒松音知線、起点、字上駒36-3、終点、字松音知258-4、延長5,870.20メートル、用地幅員、最大82.20メートル、最小15.68メートル。

整理番号190、小頓別小中学校前通り線、起点、字小頓別206-1、終点、字小頓別190-1、延長229.95メートル、用地幅員、最大16.00メートル、最小1

1. 00メーター。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 中頓別町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 中頓別町道路線の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、議案第13号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第13号 指定管理者の指定について、教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） 読み上げて提案いたします。

議案第13号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、中頓別町教育委員会所管施設（寿スキー場、ふれあいスポーツ広場、テニスコート、パークゴルフ場、ゴルフ練習場、青少年宿泊研修センター、寿公園施設）。

2、指定管理者となる団体の名称、有限会社中頓別振興公社。

3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字寿64番地1。

4、指定の期間、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号 指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 指定管理者の指定は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第24、議案第14号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第14号 指定管理者の指定について、産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事(柴田 弘君) 議案第14号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園。
- 2、指定管理者となる団体の名称、有限会社中頓別振興公社。
- 3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字寿64番地1。
- 4、指定の期間、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号 指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 指定管理者の指定は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第25、議案第15号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第15号 指定管理者の指定について、産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 議案第15号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、中頓別町山村交流施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、中頓別町観光協会。
- 3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6。
- 4、指定の期間、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論を終結し、これより議案第15号 指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 指定管理者の指定は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第26、議案第16号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第16号 指定管理者の指定について、産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 議案第16号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項

の規定により議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、中頓別町ピンネシリ温泉。
- 2、指定管理者となる団体の名称、中頓別観光開発株式会社。
- 3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6。
- 4、指定の期間、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号 指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 指定管理者の指定は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第27、議案第17号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第17号 指定管理者の指定について、産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 議案第17号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、中頓別町農業体験交流施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、中頓別町食菜加工研究会。
- 3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字中頓別147番地21。
- 4、指定の期間、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号 指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 指定管理者の指定は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第28、議案第18号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第18号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) 議案第18号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出の補正で、既定の歳入歳出の予算額から歳入歳出それぞれ3,190万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,164万8,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の設定、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正を行うものであります。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費では、7款商工費、1項商工費、事業名、ピンネシリ温泉機械設備修繕事業で事業費171万7,000円、事業名、ピンネシリ温泉浴場等修繕事業で事業費461万円を繰越明許費として設定するものであります。温泉機械設備修繕事業では、ピンネシリ温泉施設のろ過ろ材交換、床下換気設備など6カ所の整備を行うものであります。浴場等の修繕事業では、浴槽、洗い場のタイル張りかえ、浴槽のかさ上げやサウナ室、脱衣室、洗面室等の修繕をするものであります。

第3表、債務負担行為であります。追加であります。事項は中頓別弥生線道路改良工事、期間は平成17年度、18年度の2カ年、限度額は4,000万円とするものであります。

第3表、地方債補正では、追加分として、起債の目的、義務教育施設整備事業、小頓別小中学校アスベスト除去事業でありまして、限度額が1,720万円、起債の方法は証書借り入れ、利率5%以内、償還の方法、償還は元利均等半年賦とし、償還期間は25年のうち据え置き期間は3年とする。ただし、繰上償還もできるものとするというものであり

ます。なお、この起債は充当率100%でありまして、交付税算入率は元利償還の50%であります。

次に、起債の目的、一般単独事業、地域再生事業であります。限度額は1,490万円、起債の方法は証書借り入れ、利率5%以内、償還は元利均等半年賦とし、償還期間は15年以内のうち据え置き期間は3年以内とする。ただし、繰上償還もできるものとする。

次に、地方債補正の変更であります。過疎対策事業は限度額の変更で、変更後における限度額を2,270万円減額して3億8,120万円とするものであります。内訳では、中頓別弥生線改良舗装事業で10万円の増、鍾乳洞自然ふれあい公園整備事業で340万円の減、小規模林道事業で10万円の減、町道4条通り線整備事業で60万円の減、町道2条通り線整備事業で20万円の減、長寿園施設改修拡張事業で1,850万円の減で、それぞれ事業費の変更に伴うものであります。

一般公共事業は、変更後における限度額を90万円増額して2,540万円とするものであります。起債の方法、利率に変更はありませんが、償還の方法で償還期間15年のうちを償還期間は15年以内のうちに変更しております。

公有林整備事業は限度額の変更で、変更後における限度額を2,910万円増額して3,540万円とするものであります。内訳は、公有林整備事業で限度額を30万円減、公有林施業転換で新たに2,940万円充当するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。公有林施業転換分は、昭和56年度以降平成9年度までの公有林整備事業について償還残を借りかえるものであります。ちなみに、昭和56年の起債の利率は6.5%で、借りかえの利率は1.75%であります。

22ページをお開きください。事項別明細書、歳出からご説明申し上げます。今回の補正につきましては、多くは人件費、物件費あるいは事業に係る既定予算の不用額を精査し、減額するものであります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費では43万2,000円減額し、補正後の予算額を4,606万9,000円とするもので、内容は議員の費用弁償と普通旅費の不用額合わせて43万2,000円を減額するものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では537万2,000円減額し、補正後の予算額を4億9,304万8,000円とするものであります。内容は、1節報酬を除く2節給料から19節負担金補助及び交付金の各節は、予算精査、経費節減等により見込まれる不用額を減額するものであります。1節報酬は21万7,000円を追加するものであります。内容は中長期行財政運営策定委員会の開催が予定した回数を大幅に上回ったため、不足と見込まれる額を補正するものであります。

2目財政管理費では296万5,000円を減額するもので、予算精査、経費節減等により見込まれる不用額を減額するものであります。

3目文書広報費は83万4,000円の減額で、広報印刷費で見込まれる不用額を減額するものであります。

4目財産管理費は229万2,000円減額するもので、内容は7節賃金から19節負担金補助及び交付金の各節において見込まれる不用額となっております。12節役務費の町有林火災保険料で95万5,000円の大幅な減額は、予算上は保険加入率を90%としておりましたが、執行段階でその率を被害後の造林経費を考慮して50%としたために大幅な減額となったものであります。15節工事請負費80万1,000円の減額は、それぞれの工事における入札減によるものであります。

5目企画費では60万1,000円の減額ですが、内容は1節報酬から11節需用費の各節において見込まれる不用額であります。13節委託料では、当初計上し、環境基本計画策定事業委託料として50万円でありましたが、それを減額して、19節負担金補助及び交付金に同額を計上するほか、天北線代替輸送連絡調整協議会負担金、天北線代替輸送機関定期運賃差額補助金で見込まれる不用額をそれぞれ減額する内容であります。

9目バス転換関連施設維持管理費では、光熱水費、消耗品費等の不用額で33万6,000円の減額。

11目地域間交流費では、大崎上島町訪問町民研修交流事業補助金で2万円の不用額を減額するものであります。

13目一流の、中頓別づくり推進事業費は426万円の減額で、見込まれる不用額を減額するものであります。ちなみに、本年度は2件の事業に対して補助をしておりまして、その2件の補助額が24万円となっております。

2項徴税費、1目徴税総務費は13万円の減額で、税務協力委員報酬、普通旅費で見込まれる不用額を減額するものであります。

4項選挙費、4目農業委員会選挙費では42万8,000円の減額で、農業委員会委員選挙が無投票となったため、1節報酬から19節負担金補助及び交付金の各節で不用となる予算額を減額するものであります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では60万5,000円の減額で、1節の報酬から11節需用費の各節において見込まれる不用額の減額。

27ページになりますが、3款民生費、2目老人福祉費では2,232万6,000円の減額で、8節報償費、12節役務費、13節委託料において見込まれる不用額をそれぞれ減額するほか、19節で長寿園施設改修拡張補助金を実績に基づき見込まれる不用額1,943万5,000円を減額、20節扶助費においても実績見込みに基づき不用額の258万円を減額するものであります。

4目身体障害者福祉費では201万円の減額で、内容は12節役務費で1万円の減額、20節扶助費では施設訓練等支援費380万円を実績見込みに基づき減額、補装具給付費で80万円、更生医療費で100万円を実績見込みに基づきそれぞれ追加するものであります。

7目地域福祉対策事業費では156万円の減額で、内容は老人単身者住宅緊急通報システム委託料の不用額6万円の減額、重度肢体不自由者等交通費助成金の不用額150万円

を減額するものであります。

8目介護福祉センター費では、12節役務費の電話料の不用見込額3万円を減額するものであります。

2項児童福祉費、1目児童措置費は、7節賃金の不用額10万8,000円を減額。

2目ひとり親家庭等児童特別対策費では、20節扶助費、ひとり親家庭等医療費の不用見込額として40万円を減額。

3目児童福祉施設費では15万8,000円の減額で、内容は11節需用費、遊具修繕料5万円、神社公園電気料8,000円、13節委託料ではそれぞれの公園委託料の見直しに伴い、10万円を減額するものであります。

4目保育所費では55万6,000円、5目こどもセンター費では8万2,000円、7目児童クラブ費では2万8,000円、8目地域子育て支援センター費では5万5,000円を、経費の節約を通して各目の各節において見込まれる不用額を減額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では12万円の減額、内容は検診、検査委託料の不用額の見込みを減額するものであります。

3目環境衛生費では、7節賃金から19節負担金補助及び交付金の不用額87万2,000円を減額するものです。主なものは、側溝整備賃金で3万8,000円、ごみ収集業務委託料で68万3,000円、狂犬病予防注射委託料で1万6,000円、ごみステーション設置補助金で13万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

4目墓地火葬場費では4万8,000円の追加で、火葬場の燃料費の高騰に伴う燃料費の追加であります。

6目病院費では60万円の追加、19節で不採算運営費分として34万3,000円、24節で医療機械器具購入費25万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

8目老人保健費では100万円の減額で、内容は各種検診委託料を実績見込みに基づき不用額を減額するものであります。

11目健康づくり事業費では、8節の報償費の8万円を不用額として減額するものであります。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費では、雇用対策協議会運営補助金5万円を減額いたします。

6款農林水産業費、2目農業振興費では191万6,000円の減額、内容は15節農業用施設維持補修費で執行の必要がないため30万円全額を減額いたします。19節では土地連負担金、事業費割ですが、7万円を減額、農業経営基盤強化資金利子助成金2,000円、中山間地域等直接支払制度交付金154万4,000円は、それぞれ実績に基づく不用額を減額。

3目畜産業費では90万4,000円の減額で、内容は13節、町営牧場管理委託料で28万6,000円は決算見込みに基づき不用額を減額、19節、大家畜経営体質強化資

金利子補給補助金6万5,000円、担い手育成草地整備改良事業分担金55万3,000円をそれぞれ実績に基づき不用額として減額するものであります。

4目有害鳥獣駆除対策費では、有害鳥獣捕獲報償費、春クマの駆除であります、17万6,000円を実績に基づき不用額として減額するものであります。

2項林業費、1目林業振興費では872万9,000円の減額で、内容は7節賃金から19節負担金補助及び交付金までの各節において不用額を精査し、減額するものであります。ただし、11節需用費においては、各種経費21万5,000円を減額する一方で消耗品として8万8,000円を追加する内容となっております。

2目林道費では1,289万6,000円の減額で、内容は4節共済費から22節補償補てん及び賠償金の各節において各事業の完了により不用額を精査して減額するものであります。

7款商工費、1項商工費、2目観光費では162万3,000円の減額で、9節旅費から19節負担金補助及び交付金の各節における不用額の見込額を減額する内容となっております。

3目ふれあい広場費は2万4,000円の減額で、光熱水費の不用額を減額するものであります。

4目ファームパーク費は61万6,000円の減額で、各節において不用が見込まれる経費を精査して減額するものであります。

5目ピンネシリ温泉管理費では623万4,000円を追加するものですが、前段繰越明許費で説明しましたが、11節需用費で機械設備修繕料として171万7,000円を追加、15節工事請負費で温泉浴場等修繕工事として461万円を計上、13節委託料では不用額として9万3,000円を減額する内容となっております。

次に、土木費であります。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では167万2,000円の減額で、内容は7節賃金から16節原材料費の各節における不用額の見込額をそれぞれ減額。

2目橋梁維持費では、既定額全額が不用となる見込みのため減額するものであります。

3項河川費、1目河川総務費は23万6,000円を減額、内容は賃金、14節使用料及び賃借料の見込まれる不用額を減額。

4項公園費、1目旭台公園費では、消耗品費で5万3,000円、管理委託料の見直しに伴う不用額で6万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

5項住宅費、1目住宅管理費は19万9,000円の減額、1節報酬から13節委託料の各節で見込まれる不用額をそれぞれ減額、2目住宅管理費では19節住宅建設促進助成金、住宅建設促進貸付金、廃屋解体撤去助成金で見込まれる不用額合わせて76万円を減額するものであります。

9款消防費、1項消防費、1目消防費は、19節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金109万5,000円を減額するものでありまして、詳細については54ページ

の消防費をご参照いただければと思います。

次に、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では旅費、交際費の不用により14万6,000円減額。

2目事務局費では1,002万7,000円の減額で、3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金の各節において見込まれる不用額を減額するものであります。とりわけ天北酪農教育振興会運営補助金で395万円、中頓別農業高等学校振興対策協議会運営補助金で296万円、小頓別山村留学推進協議会運営補助金で260万円の減額でありまして、それは実績見込みに基づきそれぞれの不用額として減額する内容となっております。

3目住宅管理費では、教員住宅小破修繕料50万円を不用額として減額。

2項小学校費、1目学校管理費では106万円の減額で、内容は1節報酬から16節原材料費の各節における不用見込額を減額する内容であります。

2目教育振興費は7万円の減額でありまして、内容は印刷製本費の不用額の見込みであります。

3項中学校費、1目学校管理費では66万6,000円を減額、内容は11節需用費から18節備品購入費の各節における不用額の見込額を減額するものであります。

3目教育振興費では130万9,000円の追加補正、内容は11節需用費で中学校教師指導書購入で140万3,000円を計上する一方で印刷製本費の不用額7万円を減額、20節扶助費、就学奨励費の不用見込額2万4,000円を減額するものであります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では30万8,000円を減額、内容は1節報酬から19節負担金補助及び交付金で見込まれる不用額を減額するものであります。

2目町民センター費は、報酬の不用額2万6,000円を減額。

3目社会教育施設費では、旅費、役務費の不用額合わせて14万1,000円を減額。

5目創作活動施設費では、13節の委託料、施設運営管理委託料3万円を減額するものであります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費は51万円の減額で、内容は1節報酬から19節負担金補助及び交付金の各節における不用見込額を減額するものです。

2目山村プール費では、7節賃金でプール監視人賃金の不用見込額6万1,000円を減額。

3目ふれあいスポーツ広場費は、7節賃金、除雪賃金の不用見込額として9,000円を減額。

4目寿野外レクリエーション施設費は180万円の減額で、内容は需用費、委託料で見込まれる不用額を減額する内容であります。

5目学校給食費であります。補正額はありますが、燃料単価の高騰に伴い、11節で燃料費を36万1,000円追加する内容であります。この11節以外は、各節における不用見込額を減額するものであります。

11款災害復旧費、1項農業水産施設災害復旧費、1目農業水産施設災害復旧費は、執

行が見込まれないため全額を減額するものであります。

次に、12款公債費、1項公債費、1目元金では、地方債償還元金で2,963万3,000円の追加ですが、内容は地方債補正でも説明しましたが、公有林施業転換分として2,945万3,000円、平成7年、平成8年減税補てん債借りかえ分180万円を償還するものであります。

2目利子は763万1,000円の減額、内容は地方債償還利子、公有林施業転換分償還利子で123万8,000円の追加、16年度借り入れ分償還利子で787万4,000円を減額、一時借入金利子で99万5,000円を減額するものであります。

13款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金は1,987万5,000円の追加で、内容は国保会計に647万3,000円、老健会計に1,530万3,000円をそれぞれ追加、一方下水道事業特別会計は114万1,000円、介護保険事業特別会計は76万円をそれぞれ減額するものであります。このことによって、国保会計では補正後2,537万3,000円の繰出金、老健会計では4,012万2,000円の繰出金、下水道会計では6,105万円の繰出金、介護保険では3,603万3,000円の繰出金となるものであります。

3項基金費、1目畜産振興基金費は6万1,000円を追加するもので、利子で5,566円、国営草地貸付収入で5万4,500円の内容であります。

2目財政調整基金費は4万5,000円を追加、利子と一般寄附を充てております。

3目減債基金は21万5,000円で、利子分を追加するものであります。

4目長寿園施設改修拡張事業基金費は1,017万2,000円を計上、内訳は利子3万5,312円、土地売払収入、これは南宗谷福祉会にお売りしたものであります。1,013万5,800円あります。

5目地域振興基金費は、利子1万1,000円を計上。

6目まちづくり基金費は、利子4万4,000円を計上。

7目地域福祉基金費は、2万円を計上。

8目中山間水と土保全基金費は、2,000円を計上。

9目土地開発基金費では200万3,000円を計上、内容は宮下定住促進団地売払収入として153万7,995円、旭台団地で46万1,775円、利子2,369円の内訳であります。

10目天北線代替輸送確保基金費は15万3,000円、利子分を計上。

11目農林業活性化基金費は、利子分として2万1,000円を計上するものであります。

既定額から3,190万7,000円を減額して、歳出総額を37億7,164万8,000円とするものであります。

それでは、7ページをお開きください。歳入であります。

1款町税、1項町民税、1目個人では117万2,000円の減額で、現年度課税分を

222万8,000円減額するものでありまして、これは個人所得割の減によるものであります。一方、滞納繰越分を105万6,000円追加するものであります。

2目法人では、現年度課税分を134万2,000円減額、減額の理由は法人数の減、課税標準額の減であります。

2項固定資産税、1目固定資産税では487万円の追加、内訳は現年度課税分で320万4,000円追加であります。これは、償却資産の伸びによるものであります。滞納繰越分166万6,000円を追加するものであります。

3項軽自動車税では9万5,000円の追加で、軽自動車の増加によるものであります。

6項入湯税は10万7,000円の減額で、温泉入館者数の減によるものであります。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税では600万7,000円の減額で、収入見込みをもとに減額するものであります。

3項地方道路譲与税についても、収入見込みをもとに84万4,000円を減額するものであります。

3款利子割交付金でも、収入見込みに基づき36万円を減額。

4款配当割交付金では、収入見込みに基づき8万円を追加。

6款地方消費税交付金は、収入見込みに基づき287万3,000円を減額。

7款自動車取得税交付金では、収入見込みに基づき114万4,000円を減額。

9款地方特例交付金では28万円の追加で、収入見込みに基づき追加する内容となっております。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、調整率が適用されなかったことに伴い、351万4,000円を追加するものであります。

11款交通安全対策特別交付金では34万9,000円の追加で、交付実績に基づき追加するものであります。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金は、科目計上の1,000円を減額。

2項負担金、1目民生費負担金は、40万円の減額で、内容は中頓別保育所保育料負担金で60万円を追加、老人福祉施設入所者費用負担金では100万円を減額するものであります。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料では199万7,000円の追加で、内容は幼児クラブ保育料を146万2,000円、1日コース対象児童の増によるものであります。児童クラブ指導料として53万5,000円を追加、これは入会児童の増によるものであります。それぞれ収入見込みをもとに追加する内容となっております。

3目衛生使用料では、墓地使用料を2万円減額。

4目農業使用料では、町営牧場使用料として2,000円を追加。

5目土木使用料では514万4,000円の追加、内容は道路占用使用料で3,000円減額、電柱道路占用使用料で36万円を追加、電話柱道路占用使用料で27万1,000

0円を追加するものであります。公営住宅使用料では収入見込みをもとに291万5,000円を追加、公営住宅車庫使用料では収入見込みをもとに37万円を追加、独身者住宅使用料では46万円を追加、特定公共住宅使用料では70万5,000円を追加、特定公共車庫使用料では6万6,000円を追加するもので、減額、追加とも収入見込みをもとに補正をさせていただくものであります。

6目教育使用料では5万6,000円の追加で、2節から9節の各節において見込まれる額をもとにそれぞれ追加、減額する内容であります。

2項手数料、1目総務手数料では9万6,000円の追加で、地籍成果簿閲覧手数料を収入見込みをもとに追加するものであります。

2目衛生手数料では111万1,000円の減額で、各節における収入見込みをもとにそれぞれ減額するものであります。

3目農業手数料は、町営牧場捕獲手数料で実績をもとに1万7,000円減額するものであります。

12款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では100万円の減額で、内容は施設訓練等支援費負担金で190万円の減額、補装具給付費負担金で40万円、更生医療給付費負担金で50万円をそれぞれ収入実績見込みに基づき追加するものであります。

2目衛生費国庫負担金は18万5,000円の減額で、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査に伴う負担金の減額であります。

2項国庫補助金、2目土木費国庫補助金では217万3,000円の減額で、内容は公営住宅家賃収入補助金で7万2,000円の減額、公営住宅家賃対策補助金で210万1,000円の減額でありまして、この補助金は補助対象内容、戸数変更等により減額されるものであります。

3目教育費国庫補助金では1,024万1,000円の追加で、1節、2節は実績見込みに基づく減額、3節では小頓別小中学校アスベスト除去工事補助金864万8,000円を計上、4節で町民センターアスベスト除去工事補助金を171万3,000円計上するものであります。

4目民生費国庫補助金は、次世代育成支援対策補助金、保育所地域活動事業補助金25万5,000円を計上するものであります。

15款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金では、土地利用対策事業道負担金1,000円の減額。

2目民生費道負担金では50万円の減額で、内容は知的障害者施設訓練等支援費負担金で95万円の減額、補装具給付費負担金で20万円、更生医療給付費負担金で25万円、それぞれ追加するものであります。

3目衛生費道負担金は18万5,000円の減額で、1歳6カ月健康診査、3歳児健康診査に係る道負担金合わせて18万5,000円を減額するものであります。

2 項道補助金、1 目民生費補助金では 4 3 万円の減額で、内容は保育所地域活動事業補助金 2 3 万円減額、ひとり親家庭等医療費給付事業補助金 2 0 万円を減額。

3 目農林業費補助金では 1, 2 8 5 万 7, 0 0 0 円の減額で、内容は 2 節造林事業補助金から 1 6 節中山間地域等直接支払制度事業補助金でありまして、それぞれの補助事業の実績に基づく補助金の精査により減額または追加する内容となっております。

4 目深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金は、収入見込みに基づき 1 1 万 1, 0 0 0 円を減額。

3 項道委託金、1 目総務費委託金では、統計調査事務委託金、徴税費事務委託金、北海道権限移譲事務委託金、合わせて 6 0 万 6, 0 0 0 円を減額するものであります。徴税費事務委託金の減額については、個人道町民税の減によるものであります。

3 目土木費委託金は、住宅金融公庫審査業務委託金を 1 万円減額。

5 目民生費委託金は、児童福祉調査事務委託金として 1, 0 0 0 円を計上。

1 6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入では 5 2 万 1, 0 0 0 円の追加で、内容は各基金の利子を追加するものであります。

2 目財産貸付収入では 8 3 万 7, 0 0 0 円の追加で、内容は土地貸付収入で 1 3 万 6, 0 0 0 円を追加、建物貸付収入で職員住宅、教員住宅合わせて 6 1 万 1, 0 0 0 円の追加、土地貸付収入滞納繰越分で 7 万 6, 0 0 0 円の計上、施設貸付収入滞納繰越分として 1 万 4, 0 0 0 円を計上するものであります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入では 1, 2 5 7 万 5, 0 0 0 円の追加でありまして、内容は町有地の南宗谷福祉会への売り払い、それから宮下地区分譲地の売り払いであります。ちなみに、長寿園分は 1, 0 1 3 万 5, 8 0 0 円であります。

2 目物品売払収入では 8, 0 0 0 円の追加でありまして、旧鉄道敷地の砂利売り払い分を計上するものであります。

1 7 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金では、1 万 9, 0 0 0 円を計上。

指定寄附金では衛生費寄附金として 6 0 万円を計上しておりまして、衛生費寄附金につきましては個人より病院事業に役立ててくださいというご厚志があったところであります。

1 8 款繰入金、1 項基金繰入金は、1 目天北線代替輸送確保基金繰入金から 5 目減債基金繰入金で各基金の繰入額の精査によりそれぞれ不用額分を減額するものであります。

次に、2 0 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子では 1 8 万 4, 0 0 0 円の減額。

3 項雑入、1 目雑入では 8 8 1 万 8, 0 0 0 円の追加で、内容は電話使用料以下、収入見込みに基づき追加、減額、新規計上をするものであります。

2 1 款町債、1 項町債では 3, 9 4 0 万円の追加でありまして、2 目過疎対策事業債から 8 目一般単独事業債まで、地方債補正で説明しましたので、省略をさせていただきたいと思っております。

既定額から 3, 1 9 0 万 7, 0 0 0 円を減額し、総額を 3 7 億 7, 1 6 4 万 8, 0 0 0 円とするものでありまして、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、議場の時計で2時35分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

平成17年度一般会計補正予算について説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 歳出の方で32ページ、6款農林水産業費の2項林業費の中で19節、21世紀北の森づくり推進事業補助金で703万1,000円の減額となっておりますけれども、この内容の説明をお願いします。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 21世紀北の森づくり推進事業補助金ですけれども、当初は額でいきますと1,100万6,000円計上いたしました。実際に事業を実施したのが403万円ほどでありますので、703万円ほど減額したところであります。具体的な面積等も必要ですか。

（「いいです。減額になった内容説明」と呼ぶ者あり）

○産業建設課参事（柴田 弘君） 当初面積的に森林組合等と打ち合わせしながら、民有林の事業面積がそれだけ出てくるだろうということで想定して上げていますので、実際は実施がかなり少なかったということで減額いたしました。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 歳入の11ページなのですけれども、13款使用料及び手数料のところなのですが、5節独身者住宅使用料に始まって7節特定公共車庫使用料のところまでですけれども、追加になっていますけれども、この住宅は全部定額の家賃だと思いませんけれども、どうして追加になったのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） その理由は、当初予算の計上にあります。全体の90%を当初で予算計上しておりますので、その関係でどうしても実際には追加が必要だということでもあります。というのは、90%の計上をしているのは、ずっとそこで住み続けるということであれば特に問題はないのですけれども、出入り、入退去が生ずるということもあって、一時的にあくかもしれない、そんなことも想定しながら90%で当初は押さえているということでもあります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 歳出のところですが、23ページ、2款総務費なのですが、2目財産管理費の中の消耗品費268万5,000円という減額はかなり大きいものだと思いますけれども、消耗品で節約だけでこれだけになるのか、それとも何か大きい品目があったのかということを知りたいと思います。

もう一つ、その下の文書広報費ですが、広報印刷費ということで83万4,000円の減額になっていますが、広報は発行回数も、それから1号当たりのページ数もほぼ決まっているものと思われますけれども、それにしてもこの減額の幅が大きいように思いますので、伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） まず、お尋ねの2目の財政管理費の消耗品費が268万ほど減額になっているということですが、これについては各補助事業等において事務費等を有効に活用しておりますので、必ずしも予算計上された財政管理費の中で執行しなかったということでもあります。

それから、文書広報費については、実際発行回数は10回でありますし、それからページ数についても減っているということもあわせて、83万4,000円の減になっているということでもあります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第29、議案第19号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第19号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算につきましては、天北厚生園長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 千葉天北厚生園長。

説明の前にちょっと申し上げますけれども、説明はなるべく簡略にお願いをしたいと思います。なお、不用額につきましては、例えば事業が行われなかった場合等についての説明でお願いをいたしたいと思います。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） 議案第19号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,463万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,933万8,000円とするものであります。

事項別明細書5ページからご説明申し上げます。1款1項1目事務費におきましては、418万4,000円を減額するものであります。内容においては、1節報酬から15節工事請負費まで予算の精査等によるものであります。

2目事業費におきましては、22万9,000円の追加であります。11節の需用費において修繕費14万9,000円を追加しております。内容は、ボイラーの修繕に係る費用を追加したものであります。12節役務費においては8万円の計上ですが、12月に利用者4名分の検便検査を行った経費であります。

3目訓練指導費においては、63万円の減額であります。8節報償費で1万8,000円、これは受託作業報酬で、当初予定していなかった分が新たに入ったために、この部分を報酬で追加したものであります。9節旅費から18節備品購入費までは、予算精査等による減額であります。

2款1項1目施設整備基金費においては、421万5,000円の追加であります。内容は、25節積立金で施設整備基金利子で9,000円の追加、寄附金で420万6,000円あります。内容につきましては、個人が1件で150万円、父兄会が270万6,000円となっております。

2目財政調整基金においては、2,500万6,000円の計上であります。内容は、財政調整基金の6,000円と積立金として2,500万を計上するものであります。

歳出合計、2,463万6,000円を追加し、2億8,933万8,000円とするものであります。

続きまして、4ページ、歳入についてご説明いたします。1款1項1目施設訓練等支援費収入においては、410万9,000円の追加であります。内容は、現年度分で施設訓練等支援費収入として410万9,000円の追加であります。

2款1項1目利用者負担金につきましても、415万4,000円の追加であります。これも施設利用料の個人負担分として415万4,000円を追加するものであります。

3款1項1目利子及び配当金におきましては、施設整備基金利子9,000円の追加と財政調整基金利子6,000円を計上したもので、合計1万5,000円を計上したものであります。

4款1項2目指定寄附金におきましては、420万6,000円を追加するものであり

ます。これは、先ほど歳出の方で申し上げた内容であります。さらに、ふれあいフェスタの中で父兄会で取り組んでいる物品販売の部分で寄附金として4万7,000円が計上されております。

5款1項1目繰越金におきましては、前年度繰越金1,278万2,933円を追加するものであります。

6款1項1目雑入におきましては64万8,000円で、内容は生産物売払収入の減による64万8,000円であります。

2項1目清掃業務受託事業収入におきましては、1万8,000円の追加であります。これは、新たにメモリアルハイツの部分を受けた部分とそれらの精査をした部分で1万8,000円を追加したものであります。

歳入合計、2,463万6,000円を追加し、2億8,933万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 4ページの歳入のところですけども、6款諸収入でメモリアルハイツの清掃業務受託事業収入1万8,000円追加になったということですけども、メモリアルハイツはAとBがあると思うのですけれども、3階建ての方でしょうか。そして、この1万8,000円はどこから、町の会計の方から支払われたのでしょうか、当然そうかなと思いますけれども。

○議長（石神忠信君） 千葉天北厚生園長。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） 先ほど精査という部分でもお話ししたと思いますが、メモリアルハイツの3階建ての方です。それで、清掃と言いましたけれども、除草業務が入ってきております。ただ、3万7,000円が入ってきましたが、普及センターの除草が2万4,000円減となっております。これらを精査して、1万8,000円を追加したということでありまして。これは、メモリアルハイツに入居されている方々の自治会から入ってきたものであります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第30、議案第20号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第20号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第20号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から180万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,906万4,000円とするものでございます。

初めに、4ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額から180万3,000円を減額し、3,906万4,000円とするものであります。1項1目とも同額でございます。内容としましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、いずれも予算精査によるものです。7節賃金、8節報償費、この2点につきましては、臨時職員1名退職により不用になったものでございます。次に、旅費ですが、これは節約によるものでございます。それから、12節の役務費、これは当初リサイクル料の計上をしなかった部分でございます。14節につきましては、頓別川の河川敷の賃借料が想定外に値上がりしたということでございます。それから、19節につきましては、資格の補充の負担金、協会に対する負担金がふえたということでございます。

したがって、歳出合計、既定額から180万3,000円減額し、3,906万4,000円とするものであります。

続きまして、3ページ、歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料、既定額から639万7,000円を減額し、3,283万2,000円とするものであります。1項1目とも同額でございます。内容としましては、授業料で普通自動車20名、大型特殊車5名減としております。

2款の繰越金452万6,000円を追加し、452万7,000円とするものです。これは、前年度繰越金でございます。

それから、3款諸収入6万8,000円を追加しまして、170万5,000円とするものでございます。内容としましては、高齢者講習の講習料、それから主なものとしましては高齢者講習の委託料、この2点で、これは制度が変わった部分と受講者がふえた、そ

ういふ部分で数字が変わってきております。

以上、歳入合計、既定額から180万3,000円減額し、3,906万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第31、議案第21号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第21号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第21号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ643万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,430万4,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明をいたします。6ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、当初よりも療養費等が伸びたために877万円を追加するものでございます。

4目の退職被保険者等療養費につきましては、柔道整復師等の療養費でございますが、これにつきましては年間の予算の半額程度に抑えられることから、減額をするものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、最終的に1名ほど高額療養で多くかかる者が出てきましたので、136万3,000円ほど追加をさせていただくものでございます。

2目の退職被保険者等高額療養費につきましても、同様に1名ほど高額療養の者が出てきて、10万円ほど追加をいただくものでございます。

4項1目出産育児一時金につきましては、現在のところ対象者はおりませんが、1名分だけ残し、1名分を減額をさせていただくということでございます。

3款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金につきましては、273万3,000円の減額でございますが、平成14年度以降からの制度改正によりまして、拠出金については段階的に18年10月までに減額をされていきます。今回確定通知が来ましたので、減額をするものでございます。

5款共同事業拠出金、1項1目の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましても、同様に確定通知が来ましたので、その分に基づいて減額をするものでございます。

歳出合計、2億7,787万1,000円に643万3,000円を追加し、2億8,430万4,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、1節、2節ともに加入者の減により減額するものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、1節で医療給付費現年度分につきましては加入者の増により増額をするものでございます。2節につきましては、加入者の減により減額をするものでございます。3節、4節につきましては、それぞれ滞納分として追加をするものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金につきましては、療養給付費等の増により追加補正をするものでございます。

2目の事務費負担金については、制度が廃止されたため、減額をするものでございます。高額医療費共同事業負担金につきましては、標準被保険者拠出金額が下がったために11万7,000円ほど減額をするものでございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、2,023万7,000円ほど減額するものでございますが、これにつきましては17年度から、4款の方でもご説明いたしますが、都道府県調整交付金ということで都道府県に新たに創設された部分がありまして、減額をするものでございます。

3款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金につきましては、788万5,000円の増額でございますが、療養給付費の増による追加分として追加をするものでございます。

4款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、11万7,000円ほど減額ですが、これは国と道ということで同額減額としております。

2項道補助金、2目都道府県調整交付金につきましては、新たに創設されたものでござ

いまして、国同様に1,037万7,000円ほど追加計上しております。

5款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金につきましては、既定額に190万6,000円を追加するものでございまして、高額療養に係る対象者がふえたために追加をするものでございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては647万3,000円の追加でございますが、出産育児一時金につきましては先ほど歳出でご説明しましたとおり1名分を減額をいたしましたので、20万円の減額でございます。保険基盤安定繰入金では12万1,000円の追加、財政安定化支援事業繰入金については46万2,000円の追加、一般会計では609万円ということでございますが、これにつきましては実質の赤字分ということで計上させていただきました。

9款1項1目につきましては連合会の支出金でございますが、連合会支出金につきましては450万以上の超高額医療の者が1名ほどおりまして、それに対する追加でございます。

歳入合計、2億7,787万1,000円に643万3,000円を追加し、2億8,430万4,000円とするものでございます。

(「追加削るように言って、新規だべ」と呼ぶ者あり)

○保健福祉課長(石川 篤君) 大変失礼いたしました。

8款の繰入金の一般会計健全化分につきましては、追加を削除していただきたいと思えます。

歳入合計、2億7,787万1,000円のところ643万3,000円を追加し、2億8,430万4,000円とするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(石神忠信君) 今の追加の削除という意味、その説明をお願いします。

○保健福祉課長(石川 篤君) 今回の8款繰入金の一般会計健全化分は、新規に計上するものでございまして、追加ではなくて新規ですので、追加という文字を削除していただきたいということでございます。大変申しわけありません。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第21号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長（石神忠信君） 続きます、日程第32、議案第22号 平成17年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第22号 平成17年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第22号 平成17年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,184万6,000円を追加、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,906万4,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明をいたします。5ページをお開きください。2款1項医療諸費、1目医療給付費につきましては2,189万8,000円ほどの追加ですが、これにつきましては医療費が伸びていることから、追加をするものでございます。

2目医療費支給費につきましては柔道整復師等の経費でございしますが、これにつきましては71万2,000円ほどの減額補正ということでございます。

3目高額医療費につきましては、高額療養者がふえたことから66万円を追加するものでございます。

歳出合計、3億3,721万8,000円のところ2,184万6,000円を追加し、3億5,906万4,000円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。4ページをごらんください。1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金につきましては1,538万2,000円の追加でございしますが、療養費の伸びで1,530万9,000円、過年度分として7万3,000円を追加するものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費国庫負担金につきましては、553万1,000円の減額でございします。医療費負担金では1,219万4,000円、過年度分としては666万3,000円を追加するものでございます。

3款道支出金、1項道負担金、1目医療費道負担金につきましては、337万2,000円の減額でございしますが、医療費負担金につきましては523万6,000円の減額、過年度分として186万4,000円ほど見ております。

4款1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、1,530万ほどの追加補正と

なっておりますが、内容につきましては療養費が伸びているために今回これだけ追加補正をいただくわけですが、今後において道と国から大体同程度の額が入ってきます。

5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金を追加補正するものでございます。

歳入合計、3億3,721万8,000円のところ2,184万6,000円を追加し、3億5,906万4,000円とするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第22号 平成17年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成17年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第33、議案第23号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第23号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第23号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入及び支出の既決予定額に948万5,000円を追加して収入支出の総額をそれぞれ5億4,437万4,000円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出、収入について既決予定額に25万7,000円を追加して4,539万2,000円とし、支出について既決予定額に23万9,000円を追加して5,343万円とし、収入が支出に対して不足する額803万8,000円は当年度

分損益勘定留保資金で補てんいたします。

第4条、他会計からの補助金、一般会計から受ける補助金の既決予定額に60万円を追加して9,291万6,000円とするものです。この60万円につきましては、亡くなられた患者様のご遺族から病院のために、あるいは喫煙室設置に使用してほしいとのご希望により、一般会計で受け入れをした寄附金であり、後ほどご説明申し上げます喫煙室設置のための間仕切り工事と分煙機購入のため繰り入れするもので、内訳は収益的収入、他会計補助金で34万3,000円、資本的収入、一般会計出資金で25万7,000円あります。

第5条、たな卸資産購入限度額、既決予定額に910万8,000円を追加して1億9,611万円とするものであります。

収益的支出についてご説明申し上げます。6ページをごらんください。1款1項2目材料費につきましては、薬品費で910万8,000円の増額であります。薬品費につきましては、第3回定例会におきまして2,019万2,000円の増額をいたしました。1月末の実績と2月、3月の見込みにより増額をいたします。

3目経費につきましては、第4条でご説明申し上げました喫煙室設置のための工事費37万7,000円の新規計上であります。2階ナースステーション前の談話室に4.13平方メートルのガラス入りサッシで間仕切りをして、分煙機を設置いたします。

収益的収入についてご説明申し上げます。5ページをごらんください。1款1項2目外来収益では、914万2,000円を追加し、合計2億8,511万3,000円として、収入支出のバランスをとっております。

2項2目他会計補助金では、第4条でご説明申し上げた34万3,000円を追加いたしました。

資本的支出についてご説明申し上げます。7ページをごらんください。1款2項1目固定資産購入費で23万9,000円の追加であります。機械備品購入費で第3回定例会で計上いたしました標準タイプの車いす1台につきまして、4台を寄附いただいたことから執行を中止したことによる1万9,000円の減額と先ほど来ご説明申し上げている分煙機購入費として25万8,000円を計上いたしました。

収入では、1款1項1目一般会計出資金で25万7,000円を追加いたしました。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 支出のところですが。6ページですけれども、材料費、薬品費が約910万円ほど追加となっていますけれども、1,000万円近いかなり大きな金額だと思います。これについてももう少し詳しく教えてください。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 現時点では1月末の実績しか押さえておりませんが、昨年1月末との比較で内服薬約1,860万、注射薬740万、外用薬200万の合計2,810万ほど前年に比較して使用料が伸びております。先ほど申しあげましたように、12月で2,019万2,000円を補正させていただいております。それと今回の900万を合わせて約2,900万円、前年度と比較して使用料がふえるものと見込んでおります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 愛煙家の私としては大変質問しづらいわけなのですが、今どこでも、特に病院等においては今まで分煙室があったものでも敷地内はすべて禁煙ということで、病院での喫煙というのはこのごろ大変制約されるようになってきたと思うのです。特に健康上ということで、当町としてもそういう考えのもとで禁煙場所がふえている、喫煙場所が減っているというか、それで寄附があったとはいえ、病院内にまた喫煙室をつくるというのは寄附があればどこでもつくるのかということになるので、病院内においてというのが考え方としてどうなのかなという疑問は、何ぼ愛煙家の私でもそういう思いがあるので、そこら辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） ご指摘のように近隣町村あるいは名寄、旭川、医療機関におきましては建物全館禁煙あるいは敷地内全面禁煙というところがふえてきております。当院も行く行くは、近い将来ですけれども、全館禁煙、敷地内禁煙を目指しておりますけれども、たまたま寄附金をいただいたことで、当面患者様のご希望あるいは患者様のご家族のご希望に沿った喫煙室を設置して、それに対応したいというふうに思っております。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 先ほど本多さんの質問の中で薬代がふえているということなのですが、今見込みで3,000万程度ふえそうだとということなのですが、これは患者がふえているということなのか、薬を使う人がふえているということなのだろうとは思いますが、その辺のところの内容。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 患者数につきましては、昨年と比較しまして若干の増であります。患者様1人当たりの使用料がふえているということでございます。ただ、使用料がふえたということにつきましては、患者さんの容体にもよりますし、ただやみくもに薬を出しているというわけではございません。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 確かにそういう希望があって寄附があったということで、患者なりその家族の意向を尊重したということなのですが、それではどこでもそういうことになるのかなという気がどうしても私はするのです。では、役場内でここに喫煙場所がある

けれども、もう一つ向こう側につくってくれとだれかが50万寄附したらつくのかということになると思うのです。特に病院内においてというのが、健康を重要視するという観点から禁煙が叫ばれている中で病院の中でというのがどうなのかなと。だから、ぜひ喫煙場所をつくってくれという寄附があったとするならば、そこら辺を十分ご理解いただくようお願いをして、ほかの方面で医療器具なり病院内のほかのことで寄附を使わせていただだけませんかというようなお話もしていただいて、先ほど事務長の言うようにいずれするのだというのであれば、今禁煙になったのに逆行しているわけで、そういう点では寄附をいただく方にご理解を求めるといことも私は病院の事務長として必要なことではなかったかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） もちろんご指摘のとおりでございますけれども、寄附をいただく際、たばこを吸えないのは非常につらいというご家族のご希望、あるいは現状入院されている患者さんも外に出てたばこを吸っておられる方がおられます。この厳寒期に外に出てたばこを吸われる患者さんがいるという実態もございまして、やむを得ず設置するというものでございます。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） しつこいようで申しわけないのですが、先ほど患者は若干しかふえていないと。薬の使用料がふえているということなのでしょうけれども、中身的には薬が高いということがあるのかどうなのか、その辺も内容がもう少しわかれば教えてほしいのですが。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 一昨年来後発品の導入というのを進めておりますけれども、現院長に交代しましてから、専門の違いもございまして、循環器領域では後発品を導入しておりません。新薬を使っております。それで、患者さんの容体にもよりますけれども、たまたま容体の悪い患者さんが多かったせいもありまして、高額な循環器用内服薬、注射薬というものを導入したというのも原因でございまして。

○議長（石神忠信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論を終結し、これより議案第23号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原

案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長（石神忠信君） 続きますので、日程第34、議案第24号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第24号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第24号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

説明の前に、大変申しわけございません。訂正を1カ所お願いしたいと思います。4ページの事項別明細書、歳入の3款2項2目財政調整基金繰入金とあるのを1目に訂正をお願いしたいと思います。2目を1目に訂正をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億500万円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳出では不用額の減額であります。歳入では、使用料が当初見込みから大幅な減収により不足を生じ、財政調整基金からの繰り入れをして補てんするものであります。

5ページの歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費では、不用額の6万8,000円の減額。

2目財産管理費では、11節需用費から14節使用料及び賃借料まで総額153万6,000円の減額であります。

歳出合計、既定額から160万4,000円を減額いたしまして、歳出合計1億500万円とするものでございます。

4ページの歳入についてご説明申し上げます。1款1項1目水道使用料では、現年度で291万7,000円の減額。

3款2項1目財政調整基金繰入金では、130万円の繰り入れ。

5款1項1目雑入では、1万3,000円の追加でございます。

歳入合計、既定額から160万4,000円を減額いたしまして、歳入合計を1億500万円とするものです。

以上、歳入歳出のバランスをとったところでございます。簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 使用料の減額、かなり大きな減額だと思うのですけれども、これは人口の減、世帯数の減ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） お答えいたします。

使用戸数の減、それと特に大きな要因としましては高等学校の使用料が大きく減ったということが原因でございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第24号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第35、議案第25号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第25号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第25号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,798万3,000円とするものでございます。

5ページの事項別明細書、歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費では、既定額から11万2,000円を減額するものでございます。3節職員手当等、4節共済費で不用額の精査でございます。

歳出合計、既定額から11万2,000円を減額いたしまして、歳出合計1億3,79

8万3,000円とするものでございます。

次に、4ページの歳入についてご説明申し上げます。2款1項1目下水道使用料では、102万9,000円の追加でございます。この追加の主な内容につきましては、長寿園、デイサービスセンターの下水道への切りかえによる増でございます。

3款1項1目一般会計繰入金では、114万1,000円を減額するものでございます。

歳入合計、既定額から11万2,000円を減額し、1億3,798万3,000円とするものです。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第25号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第36、議案第26号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第26号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

説明に入る前に、申しわけありませんけれども、1カ所訂正をお願いしたいのですけれども、1ページの第1条に「総額から」ということになっております。これを「総額に」ということで訂正をお願いしたいと思います。申しわけありません。よろしく申し上げます。

それでは、ご説明いたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

535万3,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億588万円とするものでございます。

それでは、5ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。4款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、375万4,000円を追加補正するものでございます。これは、平成15年度の滞納繰越、それから平成16年度の介護給付費交付金、それから平成16年度分の、これは前年度の繰越分の積み立て、それから基金利息ということで375万4,000円を追加するものでございます。

次に、5款1項2目償還金につきましては、159万9,000円を追加補正するものでございます。これは、介護給付費国庫負担金平成16年度分返還金で159万9,000円を追加するものでございます。

歳出の合計、既定額の2億52万7,000円に535万3,000円を追加補正し、2億588万円とするものでございます。

それでは、4ページをお開きください。歳入についてご説明させていただきます。1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、4万円の追加でございます。これは、現年度分の普通徴収保険料4,000円、それから滞納繰越として平成15年度分の介護保険料滞納繰越を3万6,000円計上させていただきました。

次に、2款1項1目介護給付費交付金につきましては、84万4,000円を追加し、内容としましては平成16年度の介護保険給付費交付金でございます。

2目の介護保険事業費補助金につきましては、76万円を新規に計上するもので、これにつきましては介護保険システム国庫補助金ということで、これにつきましては当初介護保険のシステム、12月に補正を802万7,000円を組ませていただいたときに国庫補助金が果たして出るかどうかはつきりわからないということから、全額一般会計からの繰り入れという形をとらせていただいたのですけれども、この関係につきましては1月に内示が入りまして76万円が補助金として入るということから、今回補正を組ませていただきました。

次に、6款1項2目その他繰入金ということで、これは一般会計からの事務費繰入金ということで76万円を減額させていただいております。これは、先ほど言いましたように介護保険システム国庫補助金が76万入ってくるということから、一般会計からの繰入金をここで減額されたということでございます。

それから、1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして446万9,000円を追加させていただいております。

歳入の合計額、既定額2億52万7,000円に535万3,000円を追加補正し、2億588万円とするものでございます。

以上で歳入歳出のバランスをとらせていただいております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第37、請願第1号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第1号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である柳澤さんの説明を求めます。

○4番(柳澤雅宏君) 請願第1号。

平成18年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願書。

文書を読んで説明にかえさせていただきます。

平成18年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願書

○請願の理由

北海道の酪農畜産は、専門的な意欲のある担い手を中心に、恵まれた土地資源を活用しながら、新たな技術導入による高い生産性を実現しており、我が国における食料の生産・供給基地として大きな役割を果たしております。

しかしながら、WTO農業交渉やFTA交渉の行方が予断を許さない状況にあり、また生乳需給の緩和による需給調整の実施、自給飼料基盤の確保や環境保全への対応など課題が山積しており、意欲ある担い手の育成のため北海道酪農畜産の生産基盤を維持強化することが重要となっております。

また、米国産牛肉の輸入再開問題など、消費者の「食」に対する安全安心への関心は高く、生産者といたしましても、ポジティブリストやトレーサビリティへの対応などの取り組みを積極的に推進していく必要があります。

つきましては、「新たな食料・農業・農村基本計画」における食料自給率目標の達成や「新たな酪肉近代化基本方針」における生乳・食肉の生産目標数量の着実な達成を目指すなど、生産者が安心して営農に取り組み、経営安定と所得の確保が図れるよう、総合的な支援施策の展開について、下記の趣旨を踏まえた意見書を提出していただきますよう請願するものであります。

記

<請願の趣旨>

- (1) WTO交渉における上限関税の導入阻止と重要品目の数の十分な確保。
- (2) 加工原料乳生産者補給金単価について、現行ルールを基本に適切に決定すること。また、限度数量については、需給動向に即して適切に決定すること。
- (3) 生乳需給の改善や酪農経営の安定に向けた支援を行うこと。
- (4) 担い手に対する支援対策、営農サポート組織への支援対策、乳検組合の支援強化など、酪農生産基盤の維持強化対策を進めること。
- (5) 肉用牛・養豚生産基盤の強化対策を推進すること。
- (6) 海外悪性家畜伝染病など家畜防疫対策を強化すること。
- (7) 米国産牛肉の信頼が確保されるまで輸入再開は行わないこと。
- (8) BSE全頭検査、食肉センターに対する支援対策、畜産リサイクルの再構築などBSE関連対策を実施すること。
- (9) トレーサビリティの適正な運用など食の安全・安心対策を推進すること。

以上の請願の趣旨の細かい内容等につきましては、次の資料に細分化されて載っておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

誓願者、枝幸郡中頓別町字中頓別23番地の2、氏名、中頓別町農業協同組合代表理事組合長、杉木誠吉。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

以上、請願の趣旨を十分ご理解いただきまして、ご採択いただきますようお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第1号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願につい

ては採択することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時42分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員